マーガレット・パストンの遺言書

――一通の遺言書が語る、一五世紀イングランドのジェントリ女性――

新井由紀夫

はじめに

マーガレットは、一五世紀のイングランドに生きた、ジェントリの女性である。由緒ある家系の女子相続人として二十歳前後に結婚し、二六年間結婚生活を送り、夫に死なれたあとも未亡人として約二〇年を生き、一四八四年頃に亡くなった。[1] 本稿では、『パストン家書簡集』に収録されている、彼女の遺言書の写しを扱ってみたい。[2]

（一）

遺言書を読むにあたって注意しなければならないこと

マーガレットの遺言書を読むにあたっては、なにを割り引いて考えなければならないかというところから、まず始めた

い。第一に、この遺言書の写しは自筆ではない。『パストン家書簡集』を編纂したノーマン・デイヴィスは、書簡の筆跡から誤字脱字等の癖に至るまでを丹念に比較分析した。その結果、マーガレットの書簡は、署名も含めすべて書記の手になるものであることが明らかになった。パストン家の女性に限っていうならば、一人の例外をのぞいては、署名にすら筆跡を残していない。[3] しかもこの時代の遺言書史料は、「はじめに、私の魂を○○○にゆだね、私の亡骸は○○○に埋葬してほしい……」という書き出し（dedication）でたいていが始まるように、定式文書の色合いが濃い史料である。書記により、定型書式にのっとって書かれているという点にまず留意する必要がある。[4] 後にふれるが、魂をゆだねる相手には、全能の神や聖母マリアのほかに様々な聖人のヴァラエティが見られる。その違いに、遺言者の意図を読みとることがはたして妥当だろうか、またゆだねる相手が複数列記してある場合、その順序に何か意味を読みとることは可能だろうか、といった疑問が起こる。遺言者は、「今流行の書式だから……」と勧める書記に、dedicationの部分を書くままに任せたかもしれないし、あるいは書記に問われるままに、思いついた聖人の名を挙げただけにすぎないかもしれない。これらを判断するためには、遺言書以外の史料を援用するとともに、同時代の遺言書をある程度の量にわたって調べ比較する必要がある。[5]

第二に、たとえ遺言書が本人の意思通りに口述筆記されたものだとしても、それは意図的な文章であるということを忘れてはならない。遺言書は、「死後の自分の魂が迅速に救済されるために役立つこと、そのために自分がしてほしいこと」[6]を書いたものだから、そこに書くと都合の悪いことや、さしあたって不必要なことは当然省かれている。従って、例えば遺言書に出てくる人々が、遺言者の関係者すべてであると判断してかかることには、大きな危険が伴うことを忘れてはならない。[7]

これら二点を念頭に置いた上で、他の遺言書と比較しつつ、マーガレットの遺言書を細かく読んでゆくと、なにが見えてくるのかということを考えてみたい。一つの遺言書をみてみると、その中には、一種の定型表現だがそれが書かれた時代に共通する考え方を反映していると思われる部分と、本人の意図が明確に表れていると判断してよい部分とがあること

に気づく。そしてそれらの違いは、他の遺言書と比較することによって、ある程度はっきりと区別して読み解くことが可能になると考えられる。その際、どこに埋葬されたいか、後のことを誰に頼むかなどの部分に関しては、本人の意図が比較的読みとりやすいが、それらだけでなく、定型表現との微妙なずれや、同時代の他の遺言書とはやや異なる記述が見られる部分にも着目して考えてみたい。そのため本稿では、マーガレットの遺言書を順を追って逐一眺めてゆくことにしたい。

なお、マーガレットの屋敷があった都市ノリッジにおける同時代の都市民の遺言書については、タナー（Norman P. Tanner）の研究を参照することとしたい。また、他のジェントリを含むノビリティ女性の遺言書については、史料として E.F. Jacob ed., *The Register of Henry Chichele, Archbishop of Canterbury, 1414-1443, vol.2: Wills Proved before the Archbishop or His Commissaries* (*Oxford 1938*)（以下、*HC* と略記）、Frederick J. Furnivall ed., *the Fifty Earliest English Wills in the Court of Probate,London A.D.1387-1439*, Early English Text Society os. 78 (London 1882 rep. 1964)（以下、*EF* と略記）、F.W. Weaver ed., *Somerset Medieval Wills*, Somerset Record Society nos.16, 19&21, (1901-5, rep. Gloucester 1983)（以下、*SW* と略記）、などを用いることにする。[8]

遺言を利用した研究は多く、遺言から導きうる論点は多岐にわたる。それだけに遺言書の一部、とりわけ数量的に比較分析しやすい部分だけを取り出し、数だけは多くみるという傾向が見受けられるように思える。一つの遺言書はあくまでもそれ自体で完結した一つの史料であり、その中では宗教的な面と社会的な面は切り離せるものではなく不可分に結びついているのだということを、自戒の意味も込めて、示したいと考える。[9] そうして初めて、遺言書の史料としての利用価値やその限界が明らかになるはずだと考えるからである。

マーガレットとパストン家は、一五世紀のジェントリの典型といえるか

さらに前提として付け加えるならば、マーガレットの遺言書が、中世後期ジェントリの女性の遺言書の典型であるとはとてもいえない。例えば今回参照したジェントリ・貴族層女性の遺言書四二件中、マーガレットの遺言書の長さに匹敵するものはわずか三件にとどまり、それらの書き手のいずれもが貴族上層の女性たちである。[10] この三件に比べてみてもマーガレットの遺言書はむしろ異常に長いといえる。もちろん、長いからこそいろいろな情報が得られるわけであるが。

さらにいうならば、パストン家が、この時代のジェントリ家系の典型であるともいえない。『パストン家書簡集』から知りうるイースト・アングリアの地域社会の様子は、パストン家から見て都合のよいフィルターを通して得られたものであり、それもかなり偏向していると、最近の研究は指摘している。[11] この指摘が正しいとすれば、なおさらのこと、マーガレットの遺言書に関してもその特異性と普遍性とをきちんと見つめてゆく必要がありそうである。

マーガレットの遺言書自体及びマーガレットの結婚について

本題にはいる前に、史料自体及びマーガレットの結婚について簡単にふれておきたい。

デイヴィスによれば、現存する遺言書の写し（British Library Additional Charter 17253）には、欄外にマーガレットの息子ジョンの手（自筆）による書き込みが見られる。また、遺言書の本文の上や欄外の端に、一件処理済みを示すかのような印や、実際にかかった費用を表す数字（金額）が、同じくジョンの手でつけられている。従ってこの写しは、マーガレットが死去しその遺言書が検認された時期（一四八四年）に作製され、ジョンが、遺言執行者（executor）として実際に使用したものであるという。同じくデイヴィスによれば、この遺言書は、一四八四年一二月一八日の遺言検認の記録とともにノリッジの教会裁判所登録簿に書写されていて、[12] 文字のつづり方に違いはみられるものの、ほとんどこの写しと

同じであるという。[13] このように現存する史料は、写しであるとはいえ、オリジナルにきわめて近いものであると考えてよさそうである。

時代をさかのぼって、マーガレットが、結婚当時（一四四〇年頃）女子単独相続人として相続することになるモートビィ家の所領は、年一五〇ポンドもの収入がみこめたという。[14] これは、当時のパストン家にとってかなり魅力的な条件だった。この結婚からは五男、二女が生まれ嫡出子に恵まれた結果、モートビィ家の家産は、当初の計画通りにパストン家の家産に組み込まれた。

さらにモートビィ家は、ノーフォークの旧家として尊敬を受けていた。また特にマーガレットの父親の結婚を通じて、リーダムのバーニィ家と結びついており、クレア家やファストルフ家など、ノーフォークの旧家との親戚関係をパストン家にもたらすことになる。このネットワークは、パストン家にとって頼りになる友人関係や、さらにはファストルフの遺産という莫大な財産をもたらしたのである。[15] マーガレットは、一四三四年七月には一二歳だったといわれるから、この遺言書を書いたときには六〇歳前後だったことになる。[16]

（二）

マーガレットは、自分の名をどのように表記しているか

マーガレットの遺言書は、まず以下のように始まる。

「神の名において、アーメン。エスクワイア（身分）の故ジョン・パストンの妻にして未亡人であり、またエスクワイアのジョン・モートビィの娘にして（女子）相続人であった、私マーガレット・パストンは、完全に正気であり、確かな助

言を受け熟慮のすえ、私の遺言を以下のように記する。一四八一年（現在の暦表記では一四八二年）、二月四日。（括弧内は、筆者が補った部分または原語表記を示す、以下同様）」

そのうち、自分をどのように表記するかという部分は、'...I, Margaret Paston, widowe, late the wiff of John Paston, squier, doughter and heire to John Mauteby, squier...'（表記は原文のまま）となっている。[17]

これを他の遺言書の書き出しと比較してみよう（本稿一二三頁～一二六頁の表―一、土地保有階層女性の遺言書を参照）。すると、レイディと呼ばれたり、自ら称号を持つようなノビリティ女性の場合、その多くは自分の名と称号の単独表記にとどまり、「（故）○○○の妻」といういわば続柄を示す表現を併記する例はあまり多くない（四二件中一六件）。ましてや自分の出自まで表記した例は、一件しかみられなかった。[18] これらと比較するならば、マーガレットが、自分の祖先に対して、とりわけ深い誇りを感じていたことがうかがえる。[19]

マーガレットの崇敬する聖人は誰か？―魂の奉献と一致するといってよいのか

「はじめに、私の魂を全能の神（God Almighty）と、聖母マリア（Our Lady his Blessed Mother）と、聖ミカエル（St Michael）と、洗礼者ヨハネ（St John the Baptist）、そして諸聖人（All Saints）にゆだね……。」[20]

自分にとって特別な意味を持つ聖人（すなわち崇敬する聖人）を誰に決めるかの選択は、比較的自由であったといわれる。親は、ひいきの聖人の名を、子供につけることもあった。ちなみにタナーによれば、ノリッジでは、遺言者の名前から判断する限り、（洗礼者ヨハネや、福音書記者ヨハネからとった）ジョンが最も多く、女性では、マーガレットが一番だった。[21] それでは、遺言書にみられる魂を捧げた相手が、その遺言者の崇敬する聖人であるとみなしてよいのだろうか。それに対しては、本稿の冒頭の部分で述べた疑問が当然浮かんでくる。タナーによれば、ノリッジ都市民の遺言書のほとんどは、「魂を、神、聖母マリア、諸聖人に捧げる……」という伝統的な書き出しに従っている。しかし、一四九〇年以降は、

聖母マリアを処女マリアと表記することがほとんどみられなくなる。また、一五世紀後半になるにつれて、様々な聖人の名がますます記されるようになった。それらは、頻度順に、聖ペトロ、聖ミカエル、聖マルティヌス、聖ゲオルギウス、聖ラウレンティウス、洗礼者ヨハネ、聖ステファノ、聖グレゴリウス、聖マルガレータ、聖アンデレ、聖パウロ、聖クレメンスであるという。しかしながら記される聖人の名は、遺言者の属する教区教会の守護聖人である場合がほとんどであることから、好みの特定の聖人名を遺言者が挙げているとはいえないという。[22]

そこでマーガレットの崇敬していた聖人は誰なのか、はたして彼女の遺言書の冒頭部分にみられる魂の奉献相手をそうみなしてよいものなのか、考えてみよう。

HC,EF,SW から抽出した四二件のノビリティ女性の遺言書からは、同様に、一五世紀前半の早い時期の遺言書ほど、魂をゆだねる相手は、定型化していたことがわかる。表記のしかたにばらつきはあるものの、ほぼ皆、全能なる神、聖母マリア（Blessed Mary）、諸聖人（all saints）だけを、この順序で挙げている（表―一参照）。しかしマーガレットは、ほかに二人も聖人名を記している（聖ミカエルと洗礼者ヨハネ）。ここから何らかの意図が読みとれるだろうか？[23]

聖ミカエルへの崇敬と、ノリッジの聖ミカエル・カズラニィ教会との関係

まず第一に、マーガレットが生まれたリーダム（Reedham）の教区教会は、洗礼者ヨハネを守護聖人としており、ここからマーガレットが自分の魂を捧げる四番目に洗礼者ヨハネを挙げた理由が判明する。マーガレットが、生まれ故郷の教区教会の守護聖人である洗礼者ヨハネを、自分の守護聖人として崇敬したということは、十分考えうる。では、聖ミカエルに関してはどうだろうか？マーガレットの生地（Reedham）・居住地区（Mautby）・ノリッジ屋敷（St. Peter Hungate）いずれの教区の守護聖人とも一致していない。そこでマーガレットが遺言書の中で、何らかの遺贈をしている教区教会の守護聖人をすべて調べてみた。すると、聖ミカエルを守護聖人としているのは、ノリッジ市内の聖ミカエル・カズラニィ

教会（セント・マイケル・カズラニィ教会）だけであることがわかった。また同時に、マーガレットによる遺贈を何らかの形で受けたノリッジ市内の教区教会は、ここと、聖ペトロ・ハンゲイト教会（セント・ピーター・ハンゲイト教会）の二箇所しかないことも判明した[24]。

タナーの研究によれば、ノリッジ市内には、一五二〇年代、少なくとも四六の教区教会があった[25]。このように多くの教区教会の中から、マーガレットが特に二箇所だけを遺贈先として指定した理由を調べてみることで、聖ミカエルへの崇敬の問題について考えてゆこう。

後にふれるが、マーガレットは遺言書の中で、ノリッジの聖ミカエル教区教会にはとりわけ細かく自分（だけ）の魂のための埋葬式聖歌とミサの指示をしている。またわざわざこの教会の鐘用に六シリング八ペンスを遺贈し、鐘を鳴らしてもらうように指示してもいる[26]。マーガレットがノリッジ市内における自分の葬儀の中心として、聖ミカエルを守護聖人とするこの教会を位置づけていたことが、これらの指示からうかがえる。このような詳細な指示からは、また次の二つのことが想定できる。すなわち第一に、マーガレットとこの教会とは、何らかの特別な関係があったから、葬儀における特別な指示を、この教会に対してなしたのであろうということ。第二に、さらにこの教会が、他ならぬ聖ミカエルを守護聖人としていた事実は、マーガレットにとって、この教会をとりわけ好ましく感じさせたのではないかということ。調べてみると、この教会には、マーガレットの親戚にあたる人物が、深く関係していた。しかしそれだけの理由で、マーガレットが特別な指示をなしたとは考えられない。第二の想定、すなわち聖ミカエルに対して彼女が特別に崇敬していたと考える方が説得的であると考える。すなわち、この教会の守護聖人である聖ミカエルをマーガレットは特別に崇敬していたからこそ、日頃この教会と行き来があり、ノリッジでの葬儀という自分にとって大切な節目をこの教会に託したと考えてよいのではないか[27]。

パストン家とノリッジの聖ペトロ・ハンゲイト教会との関係

マーガレットがなんらかの遺贈をなした、ノリッジ市外の教区教会は、すべて、マーガレットが相続した所領のある地域に位置していたという点で、マーガレットにとって縁があった。[28] ノリッジ市内に関して、残る一つ、聖ペトロ・ハンゲイト教会は、パストン屋敷があったとされる地域の教区教会であった。[29] しかも、一四五八年（遅くとも一四六九年）から、ジョンとともにマーガレットはこの教区教会のパトロンとして深く関わっている。ジョンはこの教会のパトロンとなるやいなや、パストン家の威光を誇示するように改築したらしい。内陣東側の窓に、パストン家が結婚を通じてイースト・アングリアの名家とつながっていることを示す数々の紋章をはめ込んだステンドグラスを取り付けたり、祭壇近くの窓に、病人（ジョン自身といわれる）の姿を描いたステンドグラスをはめたりしている。[30] このようなパストン家中心の聖ペトロ・ハンゲイト教会は、パストン家よりも旧家でありノーフォークの名家として尊敬を受けていたモートビィ家の女子相続人であるマーガレットにとっては墓所として居心地の悪いものだったのかもしれない。それゆえマーガレットは、ノリッジにおける自分の葬儀の場に、この聖ペトロ・ハンゲイト教会からやや離れた聖ミカエル・カズラニィ教会を選んだのであろう。

「Our Lady としての聖母マリア」への崇敬

崇敬する聖人に関してみてくると、マーガレットは、タナーの研究で判明したノリッジの平均的遺言者像から、ややはずれている。それは都市民とジェントリ女性という立場の違いからきていることかもしれない。しかし少なくとも、彼女は自分の崇敬する聖人、すなわち聖ミカエルそして洗礼者ヨハネを、魂をゆだねる相手として選び遺言に特に明記していると判断してよいのではないだろうか。それでは、マーガレットが魂をゆだねる相手の一番目に記した「全能なる神（God

Almighty)」、二番目に明記した、「Our Ladyとしての聖母マリア」については、どうだろうか？　デイヴィッド・ノウルズによれば、とりわけマーガレットの書簡からは、彼女が「全能なる神（Almighty God）」という表現を、「Our Lord」という表現よりも多用していたことがわかるだろうという。[31] このことから、「全能なる神」への崇敬が読みとれると考えてよいだろう。

二番目に関しても、マーガレットの実家であるモートビィ家の父祖が眠る場所には、聖母マリア像(image of Our Lady)があり、[32] 彼女が「Our Ladyとしての聖母マリア」をとりわけ崇敬する十分な理由があったと考えられる。このことは、マーガレットが、聖母マリアを、遺言書ではOur Lady his blessed motherとわざわざ明記していること、彼女による明かりの遺贈先が埋葬先であるモートビィ教会側廊の聖母マリア像（image of Our Lady）に偏っていることからも裏付けられる。[33]

さらに書簡集からは、マーガレットが「Our Ladyとしての聖母マリア」を特別に崇敬していたことを示す記述が読みとれる。すなわちマーガレットは、一四四三年、夫ジョンがロンドンで病気で臥せっていた際、治癒を祈願してウォルシンガムの聖母マリア礼拝堂（Our Lady of Walshingham）に巡礼にゆくことを手紙で申し送っている。[34] ちなみに、ウォルシンガムは、聖母マリアの「母乳」を秘蔵するとされて巡礼の場として有名であった。[35]

中世ヨークの遺言における慈善指定に関する研究も、このような見方を裏付けるものである。[36] すなわち、神と聖母マリアと諸聖人に魂をゆだねるという定型表現を越えて、他の聖人の名を付け加える遺言が中世ヨークでは時たまみられる。遺言者の属するギルドや教区教会の守護聖人である場合も多い。しかし同時に、特定の（聖人を崇敬するための）祭壇や聖人像の前に埋葬を希望する記述もみられる。そのような場合は、遺言者にとって名を挙げた聖人への特別の崇敬を意味しているとして、以下のような遺言の例を紹介している。「（私、ジョン・ドーター（John Dautre　一四五九年没）は、）洗礼者ヨハネの祭壇の前に埋葬されることを希望する。私は他のどの聖人にもまして、洗礼者ヨハネを崇敬している。聖

人としての彼の祈りによって、彼の慈悲深い親戚（であるイエス）に、哀れなジョン（私）を取りなしてくれるであろう。[37]」

カラムらは、煉獄との関係での、いわば天国へのパスポートとしてしか遺言書をみないのは危険であると指摘し[38]、注意深く読むならば、遺言書から聖人崇敬や日常的な中世の信仰生活をうかがい得ることを主張している[39]。マーガレットの遺言書からは、魂の奉献の部分を、遺言書中の他の記述すなわち埋葬場所の指定や、明かりの遺贈の記述とつきあわせることが可能な場合には、そこから日常的な信仰生活の一部を知り得ることがわかったといえる。

（三）

墓碑の詳細な指定は、なにを意味するのか

「私の亡骸を、モートビィ教会側廊の聖母マリア像（image of Our Lady）の前に埋葬するよう希望する。この側廊には、私の先祖代々の亡骸が眠っている。神よ、先祖の魂を憐れみ（assoile）たまえ。[40]」

マーガレットが、夫の眠るパストン家の墓所であるブルムホウム修道院にではなく、実家の墓所である、モートビィ教会側廊の聖母マリア像の前に埋葬されることを希望したことは、よく言及されるところである[41]。すでにみたように、マーガレットの遺書の表記からは、ジョン・パストンの未亡人であることと同時に、モートビィ家の女子相続人であるという意識が、重くのしかかっていたと考えられる。

「私の亡骸を埋葬することになるモートビィ教会の側廊の壁を、立派で見栄えのよいように高くし、ステンドグラスの窓をはめ、屋根を新たに鉛板ぶき[42]すること。また、遺言執行者は、私の死後一年以内に大理石（の墓碑）を買い求め、私の墓の上（の壁面）に高くしつらえること。墓碑の四隅には以下に述べる紋章（scochen [escutcheon]）をそれぞれつける

こと。第一の紋章は、夫（ジョン・パストン）と私の紋章の合わせ紋[43]、第二は、モートビィ家とリーダムのバーニィ家（the Berneys of Reedham）の合わせ紋、第三は、モートビィ家とラビン卿（Lord Loveyn）の合わせ紋、第四は、モートビィ家とサー・ロジャー・ビーチャム（Sir Roger Beauchamp）との合わせ紋（を、それぞれ刻むこと）。そして、墓碑の中心にモートビィ家の紋章をつけること……。」

第一の合わせ紋は、自分とジョンとの結婚を意味し、パストン家との結びつきを示す。第二の合わせ紋は、父親の結婚を意味し、先にも述べたようにノーフォークの名家であったリーダムのバーニィ家との結びつきを示している。第三の合わせ紋が意味している人物が誰なのか、同定することはできなかった[44]。しかしながら、第一が自分の結婚を、第二が、父親の結婚を意味していることからみて、少なくともそれよりさかのぼった先祖の結婚による結びつきを示していると考えてよいのではないか。誰であるにせよ、ロードと呼ばれる家系との結びつきを示していることは明らかである。第四の合わせ紋の人物は、おそらく、Sir Roger Beauchamp, of Bletsoe, Bedfordshire (1362-1406) をさしていると考えられる。この人物は、エドワード三世に仕えてカレー総督をつとめたRoger, Lord Beauchamp of Bletsoe（一三八〇年没）の孫で相続人にあたる。このサー・ロジャー・ビーチャムの孫娘が、初代サマセット公（John Beaufort 一四四四年没）と結婚し、そこから生まれたのがマーガレット・ボーフォート（Lady Margaret Beaufort, 1443-1509）である。つまりサー・ロジャーは、のちにヘンリ七世となるその息子の母方の先祖でもある[45]。このサー・ロジャー・ビーチャムの父親違いの妹が、マーガレットの母方の祖父の兄Sir Robert Berney of Witchingham（一四一五年没）と結婚している[46]。このように、自分の家系のもつ結びつきのきらびやかさを、見る者にわかるように、墓碑を紋章で飾るよう指示したと考えられる。その費用は、墓碑だけでおそらく二〇ポンド以上かかったろうと推定されている[47]。

埋葬場所の指定に関する比較

名前の表記に関する節でみた、土地保有階層女性の遺言書四二件のうち、自分の名前に続柄を併記した一六件の遺言書は、「○○○の妻（wife; *uxor*）」または「○○○の未亡人（late the wife; *relicta*）」と記されていた。興味深いことに、「○○○の妻」と記した八件のうち、七件は、夫が存命中であることが確認できる。[48] つまり、「○○の○○」とわざわざ表記する場合には、女性のおかれている状況を厳密に示す言葉が選ばれていることが、ここから判断できる。この一六件の遺言書について、埋葬場所の指定との関係をさらにみてみよう。すると、これらの遺言書一六件のうち、夫のかたわらに埋葬を指定している遺言書は、六件[49]だった。そのほとんどは、自分を「○○○の未亡人」と表記しており、例外は、再婚相手が存命中に、先夫のかたわらに埋葬を指定した例一件だけである。[50]

つまりここからは、亡き夫との結びつきを強く感じる遺言者は、自分を「○○○の未亡人」とことさらに表記し、亡き夫のかたわらに埋葬されることを指定したということができよう。このようにノビリティ女性の遺言書における名前の表記のしかたと埋葬場所指定とは、かなり相関関係にあったと推測することが許されるのではないだろうか。マーガレットが、自分を「ジョン・パストンの未亡人」と表記しながらも、あえて埋葬場所を夫の埋葬されたブルムホウム修道院[51]ではなく、実家の父祖が眠るモートビィ教会に指定していることは、以上から判断しても、きわめて特殊なことといわなければなるまい。[52]

次に埋葬場所に関してだけみるならば、「夫のかたわらに」という指定の遺言書は一七件であった。これは全体の約四割にあたる。[53]

逆に、マーガレットと同じく、「自分の先祖が眠る場所に」という指定が二件あった。[54] そのうちの一件は、遺言者である女性自身が、唯一の相続人であるという状況だった。[55] この点、マーガレットと立場を同じくしているといえよう。

（四）

葬儀と慰霊ミサの指定

マーガレットの遺言書では、次いで葬儀についての指定がなされている。ジョーン・ビーチャム(Joan Beauchamp, lady of Abergavenny, 1375-1435) は、その遺言書（一四三五年）の中で、自分の葬儀に関して詳細に指定する理由を以下のように述べている。「神もよみしたもうごとく、決して虚栄やうぬぼれからではなく、私の親族や友人や奉公人や他のすべてのものたちに、私の魂のことを想い記憶にとどめてもらうためなのである。[56]」

マーガレットの埋葬式と慰霊ミサに関しては、夫ジョンのそれとともに常見氏が詳しく紹介しているのでそちらを参照されたい。[57] ここでは、マーガレットが、モートビィ教会の側廊を自分と先祖の供養堂とするために、側廊にさまざまな遺贈をなしていることを指摘しておきたい。同教会の主祭壇には二〇シリングを遺贈しているだけなのに比べ、[58] 自分と父母と夫と、そして夫及び自分の先祖の魂のために、七回忌まで側廊で祈ってもらうために、誠実な聖職者(an honest secular priest) とロウソクの手配を指示し、『聖人伝集』と『交唱聖歌集』を一冊ずつ購入し側廊に具えるよう指示している。[59]

教会関係への遺贈や施しの内容に関して

マーガレットの親戚にあたり、パストン家に莫大な財産をもたらしたサー・ジョン・ファストルフ (Sir John Fastolf, 1380-1459) の遺言書（一四五九年一一月三日）は、遺言執行者たちに、「……私の魂が、煉獄の苦痛に満ちた劫火（浄化の炎）から、一刻も早く解放されるように」[60] 自分の財産を使って施しをすることを頼んでいる。マーガレット自身の遺贈

と施しにはどのような特徴があるだろうか？

マーガレットの教会関係への遺贈には、はっきりした特徴がみられる。既にふれたように教区教会への遺贈は、ノリッジ市外に多くみられ、市内では二カ所に対してだけ遺贈している。ノリッジ市に関しては、病院への遺贈・施しが多い。また、様々なタイプの修道女への遺贈も特徴的である。一方、信心会に少なくとも直接関係する指示はいっさいみられない。[61]以下、順を追ってみてゆこう（本稿一二七頁～一二八頁の図―一及び二を参照されたい）。

魂の奉献指定と崇敬する聖人との関係の部分で、教区教会についてだけはすでにふれたが、遺贈の全体と順序とがわかるように、ここでもう一度記しておくことにする。

はじめはノリッジのそとにある教区教会関係が続くが、そこでは教区教会への遺贈とその教区民への施しがほぼセットになって記されていることがわかる。またそれらは、主にマーガレットが相続した所領のあった地域でもあった。

「モートビィ（Mauteby［現在 Mautby（以下同様）］の（教区）教会の主祭壇に二〇シリング。……（側廊に対してや葬儀関係は前述のため省略する。）……私の死後、折りをみてできるだけ早く、モートビィ（教区）の世帯（household）に、それぞれ一二ペンスを与えること。

サフォークのフリトン（Freton［Fritton］, Suffolk）の（教区）教会に、足らないものを補うために、上祭服（chesiple［chasuble］）とアルバ（awbe［alb］ミサの時着る袖口の細い祭服）を与える。[62]そして同地（教区）の、私のテナント（tenants 土地保有者・借地人）である世帯に、それぞれ六ペンスを与えること。

ベシンガム（Basyngham［Bessingham］）の（教区）教会に、上祭服とアルバを、[63]同地（教区）の各世帯に、八ペンスを与える。

マトラスク（Matelask［Matlask］）の（教区）教会に、上祭服とアルバを、同地（教区）の、私のテナントであり貧しい世帯に、それぞれ八ペンスを与える。

グレシャム（Gresham）の（教区）教会に、上祭服とアルバを、[64] 同地（教区）の私のテナントであり貧しい世帯に、それぞれ六ペンスを与える。

スパラム（Sparham）の、私の元テナントである貧しい世帯に、六ペンスを与える。

リーダム（Redham［Reedham］）は、自分が生まれたところであるが、同（教区）教会の修繕のために五マルクを、また私の紋章を縫い込んだ絹の上祭服とアルバを与える。[65]」

続いて、托鉢修道会の修道院への遺贈が続く。

「ノリッジの、托鉢修道会の四つの修道院へ、それぞれ二〇シリングを与える。

ヤーマス（Yarmouth）とその南にある托鉢修道会の四つの修道院へ、私の魂の（救済の）ために祈ってもらえるように、それぞれ二〇シリングを与える。

ノリッジの、ドミニコ修道会修道院の隠修女（ankeres［anchoress］）に、三シリング四ペンスを与える。

（ノリッジの）コニスフォード（Conesford）の隠修女に、三シリング四ペンスを与える。

ノリッジのカルメル修道会修道院の隠修女に、三シリング四ペンスを与える。[66]」

「ノリッジのノーマン・ホスピタルの病人世話係である、通いと住み込みの修道女たちに、それぞれ八ペンスを与える。

セント・メアリ・イン・ザ・フィールズ・ホスピタル（Chepell of Feld［chapel of the St Mary in the Fields］）の共住在俗聖職者参事会付属礼拝堂の参事会長と参事会員たちに、その場（礼拝堂）をかりて、私の魂のために埋葬式聖歌と

（慰霊）ミサをとりおこなうために、二〇シリングを与える。
ノリッジのセント・ジャイルズ・ホスピタル（St Giles' Hospital）に、同様に、私の魂のために埋葬式聖歌と（慰霊）ミサをとりおこなうために、二〇シリングを与える。
同ホスピタルの四人の（収容されている）貧しい人々と、二人の（世話係の）修道女に、それぞれ二ペンスを与える。[67]」

「ノリッジの司教座教会（大聖堂）に、埋葬式聖歌と（慰霊）ミサをとりおこなってもらうために、二〇シリングを与える。」

「ノリッジの五つの市壁門（のすぐ外側にある癩病院）の癩病患者の男女に、それぞれ三ペンスを与える。そして同じく傷病者には、それぞれ二ペンスを与える。
ヤーマスの北市壁門のすぐ外（のところにある癩病院）の癩病患者の男女に、それぞれ三ペンスを与える。そして、同じく傷病者に、それぞれ二ペンスを与える。[68]」

最後に、ノリッジ市内の教区教会に関して続く。
「ノリッジの聖ペトロ・ハンゲイト教会の教区内で施しを受けるような（貧しい）世帯に、それぞれ四ペンスを与える。
ノリッジの聖ミカエル・カズラニィ教区教会で、私の魂のために、埋葬式聖歌と（慰霊）ミサをとりおこなうこと。その場に居合わせたすべての聖職者に、聖職禄を受けているものは四ペンスを、また同教区の法衣を着たもの（聖職禄を受けているもの以外の聖職者）には二ペンスを、それぞれ与える。同教区の主任司祭には六ペンスを、盛式ミサをとりおこなう主任司祭代理には二〇ペンスを与える。そして同教会の鐘の修繕に、六シリング八ペンスを、鐘つきには埋葬式聖歌

と（慰霊）ミサ（の間）に鐘を鳴らすことに対して、二〇ペンスを与える。」

「遺言執行者は、ノリッジの聖ペトロ・ハンゲイト教会で、当座の間、聖餐式や礼拝をおこなう教区主任司祭または司祭（代理）を扶助するために、二〇ポンドを与えること。この二〇ポンドは、同教区のしかるべき地位の人間による監督のもとに、当座の間、同教会の収入役（church reeve）にその扱いを一任すること。監督下に収入役は、同教会の収入が教区司祭（を雇うの）に十分でなかった場合自分の判断で、この二〇ポンドの一部を、二〇ポンドが尽きるまで、毎年教区司祭に与えるものとする。」

市内での教区民への施しは、聖ペトロ・ハンゲイト教区のみである。[69]

聖ミカエル・カズラニィ教区教会の、当時の主任司祭は、トマス・ドレントル（Thomas Drentall）であった。[70] 聖ペトロ・ハンゲイト教会は、この遺言書の文面からして、当時、主任司祭あるいはその代理が空席であったらしい。[71]

ジェントリのハウスホールドにおける重要なメンバーとして、家系の礼拝堂付き司祭の存在があり、家系にかかわる様々な証書や法的手続きに登場する。信頼の置けるお抱え者（リテイナー retainer）として聖職者たちは、家令や収入役のような重要な家の役職を担ったという。またジェントリは、しばしば家系の中心となる所領のある地域の、教区教会の聖職推挙権を持っていた。従って、ジェントリはパトロンとして、教区司祭などの聖職者と深くかかわっている場合もあったという。[72]

パストン家の礼拝堂付き司祭であり、マーガレットの長年の相談相手であった、グロイス師は、当時すでに死亡していた。ジェントリのハウスホールドにおける、家付き聖職者や教区司祭らの果たしたこのような役割を考え併せると、聖ペトロ・ハンゲイト教会の主任司祭を選ぶ上で経済的に援助するようにというこの指定は、宗教的な目的だけでなく、パストン家にとって現実的な色合いも帯びたものだったように思える。

遺贈や施しのまとめ

マーガレットの遺贈や施しを全体としてみるとどのようなことがいえるだろうか。金額的には、教区民や病人などへの施しはそれほどでもない。それぞれ一から二ポンドといったところだろう。突出してみえるのは、聖ペトロ・ハンゲイト教会への、条件付き遺贈二〇ポンドである。しかしこの二〇ポンドは、この教会の聖職推挙権を、自分と亡き夫のジョンがもっていたからであり、いわばパトロンとしての務めを果たしたものといえる。ノリッジ市内よりも、むしろ自分が相続したモートビィ家の所領のある地域の教区教会と領民であった教区民への遺贈や施しが多いことが第一の特徴である。第二に、自分の生まれたところであり、自分の母親の実家バーニィ家の先祖が多く眠るリーダムの教区教会に厚く遺贈し、さらに自分の生家モートビィ家の多くが眠るモートビィ教会に最も厚く遺贈している点から、繰り返しになるけれども、自分の生家の家系を大切に思う意識が強かったことが確認できる。第三に、ノリッジ市内に関しては、托鉢修道会や病院、隠修女や病院世話係の修道女などに、遺贈・施しの重点が置かれている。このような、市内と市外での重点の置き方の違いは、マーガレットが、煉獄からのより迅速な解放を願って考え抜いた結果であった。と同時にそれらは、病院や隠修女といった、イースト・アングリア地方に特徴的な日常的宗教心性を、マーガレットも共有していたことを示している。さらに付け加えて、ジェントリ女性として、領主・パトロンとしての立場が、市内と市外への遺贈・施しの違いとなってあらわれたということができよう。

（五）

形見分けにみる、家族とハウスホールドに関して

マーガレットの遺言書にみられる形見分けの範囲は、親族に関しては、娘や息子とその配偶者およびその子供たち（つまり孫）だけである。自分の相続人夫妻には象徴的なもの（息子ジョンには高杯など、その妻マージョリには、ワインと水用の二つの祭瓶の付属した銀製の聖体容器と、ミサ書など）を遺贈し、その他の子供たちにより多くのものを遺贈している。未婚の子供と相続人の子供たち（孫）には法定年齢（二一歳）に達したらという条件付きで結婚資金を与えている。そうでない孫に対しては、白鳥の飼育権の一部を代々与えている。[73]

続いて、名付け子への形見分けがくる。

「私の名付け子であるメアリ・テンドル（Mary Tendall）に、（礼拝用の）玉髄と銀でできた長いロザリオ（bedys of calcidenys [chalcedony], gaudied with silver and gilt）を与える。その他の私の名付け子に対しては、私の息子ジョンの意見に従ってしかるべく与えること。」

前述したが、ひいきの聖人の名を子供につけることもあったという。[74]

マーガレットが、自分の名でなく崇敬する聖母マリアにちなんだメアリという名を名付け子に与えていることがここからはわかり、興味深い。[75]

このあとに、ハウスホールドの使用人への形見分けがくる。三人ほど名が挙げられているが、そのうちの二番目の人物は、遺言執行者の一人としても同時に指名されていて、マーガレットと関係が深かったことがわかる。ここでとりわけ興味深いのは、このあとにすぐ続くハウスホールドの解散に関する指定である。

ハウスホールドを解散せずになぜ留め置くのか？

「私のハウスホールドは、私の死後半年ほどは（そのまま）維持されるべきこと。解雇時には使用人の給金はきちんと精算されるべきこと。また私の死亡時に使用人であったものには、精算時に四半期分の割り増し給金をそれぞれ払うべきこと。」

ハウスホールドを死後すぐには解散せずに、半年も維持することにはどんな意味が込められているのだろうか？　似たような指定は、他のノビリティの遺言書にも散見される。ジョナサン・ヒューズによれば、理由は二つ考えられるという。ノビリティが屋敷内の礼拝堂で折々の祈りをおこなう際には、ハウスホールドの使用人は欠かすことができない重要な構成員であった。常に自分の近くにいて自分とともに日常的に礼拝をなしてきたものたち、すなわち自分をよく見知っているものたちに、死後自分の魂の平安のために祈ってもらうことを望んだのではないかという。いわば自分のために効果的な祈りを続けてもらうために必要であったという考え方である。さらに、自分が死ぬとハウスホールドは直ちに雲散霧消し、使用人は失業しすぐにも飢え死にする危険にさらされてしまうのではないかという危惧が、労使双方にあった。自分の死後直ちに路頭に迷わせるのは忍びないので、ハウスホールドを一定期間維持するのに十分なお金を遺すことで、使用人に対する再雇用までの保証と、同時に使用人による一定の祈りの確保とを同時にねらったのだという。[76] その根拠として、ヒューズは、「ハウスホールドのメンバーが満足であると感じられるように」[77]、遺言執行者に死後もハウスホールドの維持を命じた、サー・ウィリアム・ラティマ（Sir William Latimer 一三八一年没）の遺言書を例として紹介している。

マーガレットもまた、このようにハウスホールドのメンバーを取りなしの祈りに必要な構成員とみなしていたに違いない。つまり、この遺言書で繰り返し述べられてきた教会関係への遺贈や施しの指示と、同等の意味を持つものであったといえよう。[78]

財産取り決めに関する指定

そして次に、財産の取り決めに関する記述がくるが、マーガレットの場合は非常に簡潔である。

「相続によって私に伝わっているすべての不動産や不動産保有権などは、私の死後直ちに、私の祖父ロバート・モートビイ（Robert Mautby, esquire）の遺言（last will）に従って、私の法定相続人のものとなる。ただし、以下のものを除く……。」[79]マーガレットには相続を確かなものとするための細かい技術的な措置をする必要がなかった。すでに相続人である息子が、名実ともにパストン家の当主であり、実質的に家産を管理し、相続の上で問題がおこるはずもなかったからであろう。従って、遺言執行者の指名にも特別の人選はみられない。

遺言執行者の指名

「この私の遺言に関して、上述の私の息子であるジョン・パストン（John Paston, squire）と聖職者のトマス・ドレントル（Thomas Drentall, clerk）とサイモン・ジェラード（Simon Gerard）とウォルタ・リミントン（Walter Lymyngton）を、私の遺言執行者に指名する。遺言執行者としての骨折りに対して、ジョンには一〇ポンドを、他の人々には、五マルクを、それぞれ与えるものとする。私の真正な遺言書であるという証として、私の印章をこの文書に付した。上述の、〇年〇月〇日。」

遺言執行者の一番目は、マーガレットの法定相続人であり、二番目のトマス・ドレントルは、マーガレットがノリッジ

での自分の葬式をとりおこなうことを希望した、聖ミカエル・カズラニィ教区教会の、教区主任司祭であった。三番目のサイモン・ジェラードは、マーガレットによるハウスホールド使用人への形見分けの部分で、二番目に登場したことから、おそらくマーガレットにかなり近い使用人であったと推測される。四番目の人物については、全く不明である。

（六）

おわりに――マーガレットの遺言書からは、なにがわかったか

これまで、同時期の土地保有階層（ノビリティ）女性の遺言書四二件との比較によって、また一般的な遺言書の書式からの微妙なずれの持つ意味をも考察することによって、マーガレットの遺言書からなにがわかるのかをみてきた。さらにマーガレットの遺言書における指定を一つ一つ細かくみてゆくことで、マーガレットの意図をよみといてみた。筆者はかつて遺言書にみられる人的ネットワークや信心会への遺贈を検討したことがあるけれども、このマーガレットの遺言書には、親族や聖職者のほかは、使用人が遺言執行者になっているだけであるし、形見分けや遺贈先を見ても、きわめて狭い範囲の人的ネットワークしか浮かび上がってこない。また、信心会への遺贈も直接的にはみられない。相続人である息子が生きていて頼りになる以上、ほかの人々にあえて頼る必要はなかったのであろうし、家系の墓所をきちんと整え、所領のある地域の教会と教区民（領民）や都市の貧民や病人に施しをすることで、信心会に頼らなくとも十分だったに違いない。これらの観点からすると、このマーガレットの遺言書に、目新しい事実はなにもない。ただ細かく具体的な指示が並んでいるだけにすぎない。[80] さらにいえば、遺言書は、死というういわば非日常の大事件にあたって、遺言者がこれからしてほしいこと・すると決めたことを記したものだから、日常生活における宗教的社会的心性すらもよみとけないとする主張

がある。[81]

しかしこれまでみてきたマーガレットの遺言書から明らかなように、これからのことを託すにあたって、最も頼りになると考えられるものは、結局のところ、日常的にマーガレットが接し頼りにしてきたごく身近な人々だった。また、神に聞き届けてもらえることを最も期待できるような効果ある祈りをしてもらえそうなのは、日常的に崇敬してきた聖人や教会そして自分を直接見知っている関係の深い人々や、貧しかったり病んだりしている人々や彼らを世話する修道女たちであった。従って、血統や身分にふさわしい葬儀をし墓碑を作り、日常的にゆかりのあるものたちや、貧者や病人にそれ相応の遺贈・施しをすることには、自分の家系の栄誉を誇示することで、家系（この場合には、モートビィ家につらなるパストン家）の安泰を願うという現世的な目的とともに、それらの行為によってできるだけ効果ある祈りが自分の魂のためになされうるだろうという、日頃の宗教的心性の延長線上にある宗教的な期待も同時にこめられていた。だから、一つの遺言書を関連する史料と照らし合わせ補いつつ丹念にみてゆけば、そこからは宗教的心性と社会的心性とが不可分に混じり合った日常が、ある程度は姿をのぞかせてくれるものと考えるのである。そしてそれは、遺言書の数量的な分析からは抜け落ちてしまいがちな側面であることを、最後に指摘しておきたい。[82]

註

(1)　生没年については、諸説がある。ここでは、比較的最近の研究である、Colin Richmond, *The Paston Family in the Fifteenth Century: The First Phase* (Cambridge 1990). (以下、Richmond, *First Phase* と略記) によった。

(2)　Norman Davis ed., *Paston Letters and Papers of the Fifteenth Century*, 2 vols (Oxford 1971-6) (以下、*PL* と略記), 1, pp.382-389.

(3)　ただし少なくともマーガレットは、読むことはできたらしい。Norman Davis, "The Language of the Pastons", *Proceedings of the British Academy*, 40 (1955), pp.119-44, esp. p.121. (なお本論文の入手にあたっては、駒沢大学、佐々木真氏のお世話になった。記して感謝したい。) また、Do., "The Text of Margaret Paston's Letters", *Medium Aevum*, 18 (1949), pp.12-28.

(4)　Norman P. Tanner, *The Church in Late Medieval Norwich, 1370-1532* (Toronto 1984) p.117; Clive Burgess, "Late Medieval Wills and Pious Convention: Testamentary Evidence Reconsidered", in Michael A. Hicks ed., *Profit, Piety, and the Professions in Later Medieval England* (Gloucester 1990), pp.14-33, (以下、Burgess, *Late Medieval Wills* と略記) esp. p.15. また手紙の書式に関しては、例えば、Norman Davis, "Style and Stereotype in Early English Letters", *Leeds Studies in English*, new series, 1 (1967), pp.7-17. 手紙の書式に関しては、稿をあらためて議論する予定である。

(5)　中世後期の遺言書を史料としてどのように用いたらよいのか、という点に関してはやや古いが、M.L. Zell, "Fifteenth- and Sixteenth- Century Wills as Historical Sources", *Archives* (The Journal of the British Record Association), 14-62 (1979), pp.67-74; Michael M. Sheehan, "English Wills and the Records of the Ecclesiastical and Civil Jurisdictions", *Journal of Medieval History*, 14-1 (1988), pp.3-12.

主に教会側からの研究に含まれる遺言書に関する議論に関しては、R.N. Swanson, *Church and Society in Late Medieval England* (Oxford 1989); Do., *Religion and Devotion in Europe c.1215-c.1515* (Cambridge 1995); Michael M. Sheehan, *The Will in Medieval England: From the Conversion of the Anglo-Saxons to the End of the Thirteenth Century* (Toronto 1963); Do., *Marriage, Family, and Law in Medieval Europe: Collected Studies* (Toronto 1996), esp. chaps. 1, 2, 10, 16; Richard H. Helmholz," Married Women's Wills in Later Medieval England", in Sue S. Walker ed., *Wife and Widow in Medieval England* (Ann Arbor 1993).

中世後期における土地保有階層の遺言書とそこにみられる宗教的側面に関しては、M.G.A. Vale, *Piety, Charity and*

Literacy among the Yorkshire Gentry, 1370-1480, Borthwick Papers No.50 (York 1976); Nigel Saul, "The Religious Sympathies of the Gentry in Gloucestershire, 1200-1500", *Transactions of the Bristol and Gloucestershire Archaeological Society*, 98 (1980), pp.99-112; J. Catto, "Religion and the English Nobility in the Later Fourteenth Century", in H. Lloyd-Jones, V. Pearl and B. Worden eds., *History and Imagination* (London 1981), pp.43-55; P.W. Fleming, "Charity, Faith and the Gentry of Kent, 1422-1529", in A.J. Pollard ed., *Property and Politics* (Gloucester 1984), pp.36-58; Colin Richmond, "Religion and the Fifteenth-Century English Gentleman", in R.B. Dobson ed., *The Church, Politics and Patronage in the Fifteenth Century* (Gloucester 1984), pp. 193-208（以下、Richmond, *Religion* と略記）; Michael A. Hicks, "The Piety of Margaret, Lady Hungerford (d. 1478)", *Journal of Ecclesiastical History*, 38 (1987), pp.19-38; Jonathan Hughes, *Pastors and Visionaries: Religion and Secular Life in Late Medieval Yorkshire* (Woodbridge 1988) 特に第一章。

一般に中世後期の遺言書を数量的に扱って分析した研究は都市民を対象としたものが多いように思われる。例えば、Tanner, *op. cit.*; Clive Burgess, "'By Quick and by Dead': Wills and pious provision in late medieval Bristol", *English Historical Review*, 112 (1987), pp.837-58（以下、Burgess, *By Quick and by Dead* と略記）; Burgess, *Late Medieval Wills*; P.H.Cullum and P.J.P. Goldberg, "Charitable Provision in Late Medieval York: 'To the praise of God and the use of the poor'", *Northern History*, 29 (1993), pp.24-39, esp. pp.25-6; Sue S. Walker ed., *op. cit.* そんな中で、Caroline M. Barron and Anne F. Sutton eds., *Medieval London Widows, 1300-1500* (London 1994) 中の論文は、遺言書を中心としつつもさまざまな史料を援用して、個人を浮かび上がらせていて面白い。

日本に関しては、平松紘「イギリス都市的土地保有における『遺言』」、有地亨ほか編『家族の法と歴史――青山道夫博士追悼論集』（法律文化社、一九八一年）所収、三一五―三四一頁は、高橋基泰『村の相伝・近代英国編』、一〇九頁、注（四八）で指摘されているように、中世イギリスの遺言書を利用した研究としては先駆的な業績である。三一二―三一八頁で、一四世紀後半、都市ウィカムにおける遺言の典型として、いくつかの遺言を原文とともに訳出している。最近では、高橋基泰『村の相伝・近代英国編――親族構造・相続慣行・世代継承』（刀水書房、一九九九年）。その序章及び第一章の注では、社会経済史という日本におけるイギリス史研究の伝統を俯瞰しつつ、その中で遺言書だけでなく、より広く、inventory や遺言検認記録を利用した研究について、詳細に紹介しているので、そちらを是非参照され

たい。本書自体は、ケンブリッジ・グループの影響を受けつつも、日本における研究史上の問題関心に答えるべく大量の遺言検認記録を丹念に分析した労作である。ほかに近年に関しては、例えば、井上浩一「遺言状からみた一一世紀ビザンツ貴族のイエ」、前川和也編著『家族・世帯・家門――工業化以前の世界から――』(ミネルヴァ書房、一九九三年)所収、九六―一二四頁。また、山辺規子「一二世紀中頃ジェノヴァの遺言書にみる家族」、関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』(法律文化社、一九九四年)所収、二三一―二五〇頁が、都市支配層における家族意識について、公証人記録中の遺言史料における相続人指定及び配偶者に関する指定を取り上げ分析している。また、三成美保「死後の救済を求めて―中世ウィーン市民の遺言から―」関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』(法律文化社、一九九四年)所収、二九一―三一〇頁は、ドイツ中世に関する遺言研究史を紹介し、魂救済を目的とした善行指定を取り上げて分析している。三好洋子「一四世紀ロンドン市民の孤児と未亡人」、イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』(刀水書房、一九九九年)所収、二〇〇―二三三頁は、ロンドンのハスチング裁判所(the court of Husting)に登録された遺言と、『ロンドン史文書要録』を史料として、女性(未亡人)と子供(孤児)の財産や扱いに関して分析している。

(6) '..to dispose suche goodes... in suche use as myght be most to his (God's) plesauns and profitz to my saule...' (E.F.Jacob ed., *The Register of Henry Chichele, Archbishop of Canterbury, 1414-1443, vol.2: Wills Proved before the Archbishop or His Commissaries* (Oxford 1938), p.535. Joan Beauchamp, lady of Abergavenny (一四三五年没)の遺言書より(原文のまま)。

(7) Christine Carpenter, "The Stonor Circle in the Fifteenth Century", in Rowena E. Archer and Simon Walker eds., *Rulers and Ruled in Late Medieval England: Essays presented to Gerald Harriss* (London 1995), pp.175-200. ここでは、遺言書史料を含む、ジェントリの遺した書簡集史料一般について、それらを用いる際に留意すべき点が議論されている。またカーペンタは、別稿で、遺言書がすべて語ってくれるとは限らないことを示す具体例を挙げている。すなわち所領の処分を遺言書に付け加えるのはとりわけ一五世紀後期に多く見られる現象であって、それ以前については礼拝堂等の創設に関する縁起記録や証書を参照して補完しなければならないと指摘している。Christine Carpenter, "The Religion of the Gentry of Fifteenth-Century England", in D.Williams ed., *England in the Fifteenth Century* (Bury St Edmunds 1987), pp.53-7, (以下、*RS* と略記) esp. pp.57-8. 他に、Burgess, *Late Medieval Wills*, pp.15-18.も、同様の危険を指摘している。

(8) カンタベリ大司教ヘンリ・チチェリのレジスタに収録

Norfolk", in Rowena E. Archer and Simon Walker eds., *Rulers and Ruled in Late Medieval England: Essays presented to Gerald Harriss* (London 1995), pp.155-174. も、同様の危険をはらんだ議論であるという限界がみられる。とりわけ人的なネットワークを遺言書のみに頼って分析する危険に関しては、先のカーペンタ論文が指摘している通りである。

(10) *HC*, pp.14-18, 278-283, 534-9. 順に、Elizabeth Montagu (countess of Salisbury), Lucia Visconti (countess of Kent), Joan Beauchamp (lady of Abergavenny) の三人。

(11) Christine Carpenter ed. and introduced, *Kingsford's Stonor Letters and Papers, 1290-1483* (Cambridge 1996), Intro. to 1996 edition, pp.17-18; Helen Caster, "The Duchy of Lancaster and the Rule of East Anglia, 1399-1440: a prologue to the Paston letters", in Rowena E.Archer ed., *Crown, Government and People in the Fifteenth Century* (Stroud Gloucestershire 1995), pp.53-78. 強い上昇志向・大貴族と張り合う大胆さなどは、明らかに他のジェントリとは一線を画しているといえる。しかしこれまでの研究は、そのほとんどがパストン家の特殊性という点を避けて議論してきた。

さてそのパストン家の研究史について。史料は、Norman Davis ed., *Paston Letters and Papers of the fifteenth*

されているジェントリ・貴族層女性の遺言書は、全二五件 *HC*, pp.7-10, 14-18, 78-9, 94-97, 161-162, 202-203, 260, 261-262, 262, 262-263, 263, 266-269, 278-283, 288, 320, 337-339, 366, 369-370, 406-407, 435, 457-459, 495-497, 534-9, 553-554, 596-597. また、*EF* から三件 *EF*, pp.4-10, 49-51, 116-119. 及び *SW* から一四件 *SW*, 1, pp.50-52, 66-67, 108-109, 244-245, 284-285, 305-307, 363-366, 372-373, 374-375; *SW*,2, pp.299-301, 302, 302-304, 304-306, 309-310. 合計四二件を用いた。表一一、土地保有階層女性の遺言書を参照のこと。また一部 James Raine et al. eds., *Testamenta Eboracensia; or the wills registered at York*, Surtees Society nos. 4, 30, 45, 53, 79, 106, (1836-1902) (以下、*TE* と略記) も参考とした。しかし *TE* は、遺言史料を転写する際にその一部を省略しているため、後述する魂の奉献の議論などには、用いることができず、表に加えていない。

(9) 新井由紀夫「一五世紀前半のイングランドに於けるジェントリとアフィニティ―ジェントリの遺言書からの分析―」『史学雑誌』九五―八（一九八六年）一―三四頁。及び同「一五世紀イングランドにおけるジェントリとフラタニティ」『西洋史研究』新輯一九（一九九〇年）、二六―四九頁。アフィニティ論文では、人的・社会的関係だけを、フラタニティ論文ではフラタニティとの関係だけを扱った。最近の Philippa Maddern, "Friends of the Dead: Executors, Wills and Family Strategy in Fifteenth-Century

Century, 2 vols (Oxford 1971-6)（以下、*PL* と略記）が、決定版とされる。旧版のガードナーにおける誤りの訂正や、よりマニュスクリプトに近い転写（transcript）は、信頼性が高い。しかし、書簡以外の関連史料を収めるはずの第三巻が、出なかったために、公刊されているものでは以下のガードナーの旧版にしかない史料も一部にみられる。James Gairdner ed., *The Paston Letters 1422-1509*, 3 vols (London 1872-5) ガードナーの編では、今回はこちらを用いた（以下、*GPL* と略記）が、普及版は、Do. ed., *The Paston Letters 1422-1509*, 6 vols (London 1904, rep. New York 1965) である。

研究をあげればきりがないほどであるが、例えば、David Knowles, "The Religion of the Pastons", *Downside Review*, 42 (1924), pp.143-163; H.S.Bennett, *The Pastons and Their England* (Cambridge 1922, rep. 1990); Colin Richmond, *The Paston Family in the Fifteenth Century: the First Phase* (Cambridge 1990); Do., *The Paston Family in the Fifteenth Century: Fastolf's Will* (Cambridge 1996); Philippa Maddern, "Honour among the Pastons: Gender and Integrity in Fifteenth-Century English Provincial Society", *Journal of Medieval History*, 14 (1988), pp.357-371 など。また、マーガレット個人に関しては、H.S. Bennett, *Six Medieval Men and Women* (London 1955), pp.100-123; Michael Hicks, *Who's Who in Late Medieval England* (London 1991), pp.294-5 など。

日本における研究は、三好洋子「ばら戦争期における紳士階級についての一考察――サー・ジョン・パストンを中心として」（未公刊、東京大学文学部西洋史学科卒業論文、一九四九年）。同「パストン家文書にあらわれた十五世紀英國のマナについて」『人文学報』、八（一九五三年）、一七九―一九六頁は、一五世紀のマナ経営とジェントリの生活に光をあてており、特に一九六頁の地図は詳細で便利である。また、清水阿や「パストン家の人々」『東京学芸大学紀要』、二六―二（一九七五年）、五五―六六頁。同「パストン家の女たち」、青山吉信編『英文学のヒロインたち』世界の女性史七、イギリス二（評論社、一九七六年）所収、七五―八七頁。常見信代「マーガレット・パストン――「ばら戦争」期の女性像」、井上泰男・木津隆司・常見信代『中世ヨーロッパ女性誌―婚姻・家族・信仰をめぐって―』（平凡社、一九八六年）所収、一五七―二一八頁。同「一五世紀イギリスのジェントルマン家族の衣生活――『パストン家書簡集』を通して」①② 『衣生活研究』、一四―七・八（一九八七年）、一―九頁、一四―九・一〇（一九八八年）、一〇―一六頁。高木眞佐子「サー・ジョン・パストンの『偉大なる本』――一四六〇年代イングランドの読者層を考える」『Colloquia (Keio University)』、一八（一九九七年）、五五―七〇頁など。とりわけ、常見、前掲書には、マーガレ

ット・パストンの生涯とそれに関わる当時の社会背景が詳しく説明されているので、是非参照されたい。「晩年のマーガレット」の節では、彼女の遺言書が紹介されている（二一三―六頁）。なお、ごく最近の、杜本時子『中世イギリスに生きたパストン家の女性たち―同家書簡集から』（創元社、一九九九年）は、その第五章をマーガレットの生涯にあてており、遺言書にも一六八―七〇頁で言及している。

(12) Reg. A.Caston ff.224b-228a

(13) *PL*, 1, p.382.

(14) Richmond, *First Phase*, p.122. 所領に関しては、*Ibid.*, pp.121-130. なお、モートビィ（Mautby）は、現在、モービィと発音されるらしいが（Klaus Foster, *A Pronouncing Dictionary of English Place-Names including standard local and archaic variants* (London 1981), p.159.）、日本での慣例に従ってモートビィと表記することにしたい。

(15) *Ibid.*, p.134. バーニィ家については、*Ibid.*, ch.5., esp. pp.150-166.

(16) *Ibid.*, p.120, n.18. もっとも、マーガレットがこの遺書を書いたのは、一四七九年以前であるという意見もある。*Ibid.*, p.126. n.42.

(17) *PL*, 1, p.383.

(18) *SW*, 1, p.284. ちなみに、ロンドン市民による一四世紀の遺言書は、まず市民としての署名、次いで所属クラフト名を書き加えるのが一般的な書式であったという。芳賀史雄「一四・一五世紀イギリスにおける「市民的商人」の一性格――テューダー朝官職の研究序説」『経商論纂』六七（一九五六年）、五〇―八一頁より、五〇―一頁。

(19) このことは、マーガレットによる、埋葬場所や墓碑についての指定の記述からも裏付けられる。後述の九三―九五頁を参照。

(20) 常見、前掲書、二一三頁及び、*PL*, 1, p.383.

(21) Tanner, *op.cit.*, pp.82-3, 211.

(22) *Ibid.*, p.83. タナーは、様々な聖人の名が、遺言書中で記される順序に関しては、何も語っていない。今回調べた四二件中、定型表現以外の聖人の名が記された例は一件のみである（No.17 福音書記者ヨハネが、三番目に記されている）。マーガレットの遺言書をみても、聖母マリア（通常二番目）と、諸聖人との間の位置に、定型表現以外の聖人の名が表記されることが多いようにみえる。しかしいまのところそれ以上のことはわからない。

(23) ノリッジのパストン屋敷に最も近く、いわばノリッジにおけるパストン家の所属する教区教会であったSt Peter Hungate churchの守護聖人である聖ペトロの名を、マーガレットは挙げていない。また、マーガレットが埋葬を希望した父祖の眠るMautby教会は、St Peter and St Paul churchであり（Nikolaus Pevsner, *The Buildings of England: North-East Norfolk and Norwich* (London 1962), pp.194-5.（以下*Pevsner*と略記）、こちらの守護聖

人の名もマーガレットは挙げていない。

(24) マーガレットが遺言書の中で、何らかの遺贈をなしている教区教会とその守護聖人は、以下の通り（ノリッジ市内及び市外の地図（図一一、一二）を参照）。

ノリッジ外では、

Mautby 教会は、St Peter and St Paul church で、聖ペトロと聖パウロを守護聖人としている（以下同様）。

Fritton church, Suffolk は、聖エドマンド（St Edmund）。

D.P. Mortlock and C.V. Roberts, *The Popular Guide to Norfolk Churches*, No.2 (Cambridge 1985), pp.46-8.

Bessingham church は、聖母マリア。*Pevsner*, p.88.

Matlask church は、聖ペトロ。*Pevsner*, p.194.

Gresham church は、諸聖人（all saints）。*Pevsner*, p.155.

Sparham church は、聖母マリア（*Pevsner*, pp.318-9.）であるが、マーガレットは、ここの教会には遺贈せず、ここの元テナント（現在は、息子夫婦の所領となっているので）で貧しい世帯に遺贈をなしている。

Reedham church は、洗礼者ヨハネ（St John the Baptist）。*Pevsner*, pp.301-2.

次に、ノリッジ内の教区教会では、

St Peter Hungate church は、聖ペトロ。

the mother church of Norwich (*PL*, 1, p.385.) は、ノリッジ大聖堂のことであり、ベネディクト会修道参事会教会である。

St Michael's church of Coslany は、聖ミカエル。*Pevsner*, pp.248-9. 及び、Karl I. Sandred and Bengt Lindström eds., *The Place-Names of Norfolk*, pt.1, English Place-Name Society vol.61 (Nottingham 1989), pp.48-9. 以上、一〇カ所、うちノリッジ市内は二カ所（大聖堂を除く）。

(25) Tanner, *op. cit.*, p.2. この研究は、ノリッジに多く残る中世後期の遺言書を利用して都市民の信仰心や教会との関係を研究した著作（Tanner, *op. cit.*, p.xvii.）である。

(26) *PL*, 1, p.386.; Bennett, *op. cit.*, p.120. また、後述、九七―一〇〇頁参照。

(27) 後述するが、マーガレットは、この教区の主任司祭を、自分の遺言執行者の二番目、筆頭である息子の次に指名し、深く信頼していることがうかがえる（遺言執行者の指名の部分及び後述註（70）を参照）。

この教区教会のパトロンは、一四二七年から、サー・トマス・アーピンガム（Sir Thomas Erpingham）らであり、一四四二年からは、ケンブリッジ大学の Gonville Hall（現、ゴンヴィル・アンド・キーズ・カレッジ）であった。Tanner, *op. cit.*, p.174.（年号はやや異なるが、Francis Blomefield, *An Essay Towards a Topographical History of the County of Norfolk* (London: William Miller 1806), vol.4, pp.492-500.も参照）。また、こののちも、パストン家とはゆかりが深かったらしい。*Pevsner*, p.249.

以下に述べることは、全くの推測にすぎない。Gail M.

Gibson, *The Theater of Devotion: East Anglian Drama and Society in the Late Middle Ages* (Chicago 1989), pp. 96-106. によれば、ケンブリッジ大学ゴンヴィル・カレジを創設したGonville家の女子単独相続人の唯一の子であり、大所領の持ち主である、Anne Harling of East Harlingとマーガレットは、サー・ジョン・ファストルフ（Sir John Fastolf）を通じて親戚関係にあった（*GPL*, 1, p.456.）。アンは、マーガレットの長男のジョンが持っていた『トロイラスとクリセイデ』の本を借りており（*PL*, 1, p.517.; 高木眞佐子論文、六五頁）、この二人は比較的近い関係にあるといえる。そのアンにゆかりの深い、聖ミカエル・カズラニィ教会に対して、マーガレットは特別な遺贈を、自分の魂の平安のためになしているということになる。

しかしながら、『パストン家書簡集』からは、このアンとマーガレットとの親密な関係を直接示すような他の証拠は見つからなかった。聖ミカエル教区教会の主任司祭とマーガレットとの関係を示す手紙もまた、見つからなかった。従って状況証拠からは、マーガレットによる聖ミカエルへの崇敬が、マーガレットをこの教会に深く結びつけたと考えてもおかしくない。

(28) Richmond, *First Phase*, pp.121-130.

(29) William Hudson and John C.Tingey eds., *The Records of the City of Norwich*, vol.1 (Norwich 1906), pp.286-7; n.1.

(30) Tanner, *op. cit*, p.175. また、Blomefield, *op. cit.*, pp. 329-334.

(31) Knowles, *op. cit.*, pp.162-3.

(32) *PL*, 1, p.383.

(33) マーガレットの遺言書における明かりの遺贈は、葬儀用のものを除けば、ほとんどここのみである（*PL*, 1, p. 384.）。また、土地保有階層の女性の遺言書における聖母マリアの他の表記に関しては、表一一を参照のこと。タナーによれば、ろうそくや明かりの遺贈にみられる聖人名から、当時の人々による聖人の好みがわかるという。それによれば、最も多かったのは、聖母マリアへの明かりの遺贈で、聖ヨハネがそれに次ぎ、聖アンナ、聖マルガレータ、聖クリストフォルス、聖トマス、聖ペトロ、聖カタリナ、聖クレメンス、聖ゲオルギウス、聖ミカエルの順であったという（Tanner, *op. cit.*, p.84.）。

ろうそくや明かりの維持にフラタニティ（信心会）が関わっていたことは周知の事実である。従って、ある特定の聖人に奉献された祭壇の明かりのために遺贈するという記述によって遺言者は、ある特定の聖人を崇敬するフラタニティへの遺贈を意識していたとも考えられる。ロンドンをのぞけば、ノリッジにはおそらく例外的にフラタニティが多かった。（ノリッジは四八、ヨークは一五、Tanner, *op. cit.*, p.81）。マーガレットは、少なくともノリッジの聖ジョージ・ギルド（信心会）の会員だったことは確かであるが、

遺言書にはこれに限らずフラタニティ（兄弟会）の遺贈に関する直接の指示は、全くみられない。また聖ゲオルギウス（ジョージ）の祭壇への明かりの遺贈もない。聖母マリア以外への明かりの遺贈がないという点と一致し、特徴的である。

(34) *PL*, 1, p.218; H.S. Bennett, *Six Medieval Men and Women* (Cambridge 1955), pp.100-123, esp. pp.101-2; Knowles, *op. cit.*, p.145.

(35) 青山吉信『聖遺物の世界——中世ヨーロッパの心象風景——』（山川出版社、一九九九年）、一〇三頁。また、一五世紀イースト・アングリアにおける信心（devotion）の対象となった聖人やイメージを考察した研究である、Gail M. Gibson, *op. cit.* より、p.141. イースト・アングリアの聖母マリア信仰に関しては、*Ibid.*, pp.139-146. 単なる聖母マリアに対してではなく、（ウォルシンガムの）Our Lady としての聖母マリア像に対して遺贈することを明記した遺言の例を同書は紹介している（*Ibid.*, p.141.）ことにとりわけ留意されたい。

(36) P.H. Cullum and P.J.P. Goldberg, *op. cit.*, pp.25-6.

(37) *Ibid.*, p.26. 'whom I have held in great love and affection before other saints that he, the most blessed John, will by his divine prayers intercede for me, a wretched John, before his merciful Cousin'.

(38) 例えば、Clive Burgess, *By Quick and by Dead* などの研究。

(39) P.H. Cullum and P.J.P.Goldberg, *op. cit.*, pp.38-9.

(40) *PL*, 1, p.383. また、assoile とは、mercy のこと。*HC*, p.848.

(41) 常見、前掲書、一一四頁。H.S. Bennett, *Six Medieval Men and Women* (London 1955), p.123.; Michael Hicks, *Who's Who in Late Medieval England* (London 1991), p. 294.など。

(42) H.S. Bennett, *op. cit.*, p.120.による解釈。

(43) departed = divided = impaled, from Francis H. Stratmann ed., *A Middle English Dictionary, a new edition by Henry Bradley* (Oxford 1891, rep.1978), p.159.

(44) ロンドン市長だったSir John de Pulteney or Poultney（一三四九年没）の未亡人の再婚相手としてSir Nicholas de Loveynという人物がいる（*Dictionary of National Biography on CD-ROM, ver. 1.0* (Oxford 1995)）が、関係は不明。

(45) J.S. Roskell, Linda Clark and Carol Rawcliffe eds., *The History of Parliament: The House of Commons, 1386-1421* (Stroud Gloucestershire 1992), vol.2, pp.154-6.

(46) Richmond, *First Phase*, pp.150-1.と、Roskell et al. *op. cit.*, p.155.をつきあわせるとそう判断できる。

(47) Richmond, *Religion*, p.196. ステンドグラスに、結婚により結びついた家系の紋章を飾ることも多かった。先に

述べたように、パストン家は、聖ペトロ・ハンゲイト教会にそのようなステンドグラスをはめていた。またたとえば、ケンブリッジシャ、ウィンポールの聖アンデレ教区教会(St Andrew church, Wimpole, Cambridgeshire) のチチェリ礼拝堂 (Chicheley Chapel) 北側の壁面には、第三代ランカスタ伯ヘンリの娘と家系の当主との結婚によってプランタジネット家と結びついたことを誇示するために、それらの紋章を飾った、アファド (Ufford) 家による一四世紀のステンドグラスが、今も現存しているのを筆者は見たことがある。

(48) 表―一、Nos. 7, 8, 9, 20, 31, 33, 39, 41. の八件中、夫を遺言執行者に指定したり、夫に遺贈したり、あるいは遺言書の作製の許可を夫から得ているなどの記載により、No.20 以外は、すべて夫が現存していることが判明する。

(49) 表―一、Nos. 5, 6, 24, 32, 36, 41.再婚相手の存命中に、先夫のかたわらに埋葬を指定した例 (No.41; *SW*, 2, p.305.) 一件を含む。

(50) No.41; *SW*, 2, p.305.

(51) Broomholm Priory, Bacton は、クリュニー派、聖十字架の聖遺物で有名。*Pevsner*, p.80.

(52) ちなみに、マーガレットの義母である、アグネス・パストンも、三つのマナ (荘園) を持つ共同女子相続人であって、夫ではなく実家の父のかたわらに埋葬された (Richmond, *First Phase*, p.119.)。彼女の遺言書の草稿が残っているが、そこでは自分の名の表記をマーガレットと同じく、「未亡人」と記している (*PL*, 1, pp.44-45 より p.44.)。ただし、アグネスのものは、書式がふつうの遺言書とは異なっているのだが。

(53) 他の研究によって埋葬指定に関して比較してみよう。一四二二年から一五二九年のケントにおける二〇〇のジェントリの遺言書をもとに、彼らの慈善心や信仰心を分析したフレミングによれば (二〇〇件の内訳は、一四二二―八〇年のものは七〇件、一四八一―一五二九年のものは一三〇件、身分別では、ナイト層二一名、エスクァイア層七五名、ジェントルマン層一〇四名 (P.W. Fleming, *op. cit.*, p.54 n.3.)、教会内での埋葬場所の指定には、「配偶者のかたわらに」が二二名と最も多かった。しかしこの場合、全体の約一割にすぎない。ほかには、「父のかたわらに」、九名、「母のかたわらに」、一名、「子供のかたわらに」、二名、「おじのかたわらに」、一名、「先祖のかたわらに」、二名などとなっている。これらは、フレミングによれば、ジェントリの親族・家族意識の強さを表しているという。*Ibid.*, pp.50-51.

(54) *EF*, p.4.; *HC*, p.266. 一件目は、先祖が眠る Priory of Christ-Church, Hampshire に自分の墓を作り、さらに夫が眠る Hospital of St. Mary Magdalene, near Winchester にも、夫と自分の墓を作ることを指定(*EF*,p.8.)。二件目は、「先祖が眠る……」とは、明記されていないが、夫ではなく、

父親の所領のあった地域の教会を指定。

(55) *HC*, p.647.

(56) *HC*, p.535. '...whiche God knowyth wele procedeth not of no pompe or veynglory that I am sette ynne for my body, but for a memorial and a remembraunce of my soule to my kyn, frendes, servantes and alle other'.（原文のまま）。（ハウスホールドの）奉公人のことも言及している点に留意されたい。

(57) 常見、前掲書、二一四頁。及び、同「一五世紀イギリスのジェントルマン家族の衣生活――『パストン家書簡集』を通して」①② 『衣生活研究』、一四―七・八（一九八七年）、一―九頁、九・一〇（一九八八年）、一〇―一六頁、より一四―七・八、七―八頁。

(58) *PL*, 1, p.383.

(59) '... a compleet legende in oon book and an antiphoner in an other book...', *PL*, 1, p.384.（原文のまま）。前者は『黄金伝説』のことだろうか？ 端に、五ポンド六シリング八ペンスと、マーガレットの息子ジョンの自筆で書き添えられている。おそらくこれらの本の購入にかかった費用であろう。

(60) 原文 'for the more hasty delyveraunce of my soule from the peyneful flawmes of the fyre of Purgatory...', *GPL*, 1, p.459; Johnathan Hughes, *op. cit.*, p.55.

(61) ケントのジェントリのデータによれば、無特定の施しを遺言中で命じているのは、一四二二―八〇年では18.5％だったものが、一四八一―一五二九年には、11.5％に減少し、変わって増えたのは、教区の貧民への施しである。一四二二―八〇年では8.5％だったものが、一四八一―一五二九年には、13.8％に増えている(Fleming, *op. cit*, p.43.)。これはジェントリと教区との結び付きが時代を追って強まることを示唆しているようで面白い数字である。

(62) 端書きに(おそらく、代価が)、一六シリング八ペンス。

(63) 端書きに、一六シリング八ペンス。

(64) 端書きに、一六シリング八ペンス。

(65) 端書きに五ポンド。註（59）の二冊の本と、ほぼ同じ費用がかかったことを意味する。

(66) 四つの托鉢修道会とは、ドミニコ修道会、フランシスコ修道会、カルメル修道会、アウグスティヌス修道会である。ヤーマスは、そのすぐ南のゴールストン（Gorleston）にあるアウグスティヌス修道会修道院とあわせると、この四つがそろった。ノーフォークでは、この四托鉢修道会がそろうのは、ほかには北西部の都市キングズ・リン（King's Lynn）だけである。ノリッジの四つだけでも、一四世紀初には合計約二〇〇人の托鉢修道士がいた（David Knowles and R.Neville Hadcock, *Medieval Religious Houses: England and Wales* (London 1953, rep.1971), pp. 218, 220, 227, 229, 236, 237, 241, 242, (245). より、計算）。

隠修女は、修道誓願を立てて、修道院や教会のたいてい

は北部に隣接する庵（隠修室）に独居し、外界との接触を極力断って祈りに明け暮れる生活を送ったとされる。北部に隣接しているものが多かった理由は、庵の細く狭い唯一の窓から修道院や教会の祭壇が見えるからであり、食事すらもそこを通して受け取ったという。

ノリッジのドミニコ修道会修道院（Friar Preachers）は、エルム・ヒル（Elm Hill）にあり、特にそこに属する隠修女の庵は、地図（図―二）でもわかるごとくパストン屋敷のごく近くにあったと考えられる。一四八一年には、Katherine Fosterという隠修女が住んでいた。Conesford[Cornisford]には二カ所庵があって、マーガレットがそのどちらを指しているのかはわからない。しかし一四八一年に、St Julian's churchに隣接する庵には、Elizabeth Scottという隠修女が住んでいたことがわかっている。一五世紀はじめ、ここにいた隠修女が、有名な女性神秘霊性著作家のノリッジのジュリアン（Julian of Norwich）である。Roberta Gilchrist and Marilyn Olivia, *Religious Women in Medieval East Anglia* (Norwich 1993), pp.18, 74-6, 97, 98.

ノリッジ都市民の遺言書からは、市民の相談相手になったり、巡礼代参の依頼を受けたりする隠修女の活動的な側面も同時にうかびあがってくるという。また、複数で集住したと思われる隠修室の遺構も存在する。橋のたもとにも隠修室が数多く存在したこともわかっており、おそらく橋の世話をしていたのではないかと推測されるという。森下園「中世イングランドの隠修者活動―一四～一五世紀ノーリッジ市民の遺言状から」（第四九回日本西洋史学会大会中世史部会報告、一九九九年五月一六日、於拓殖大学、より）。

このようにノリッジでは活発な隠修者活動がみられたが、同じくイースト・アングリア地方でノリッジのジュリアンと同じ頃活動していた女性神秘霊性著作家が、キングズ・リンのマージョリ・ケンプである。森下　園「中世における聖職者の女性信徒観―『マージョリー・ケンプの書』をめぐって―」『紀尾井史学』一七（一九九七年）、三五―四八頁。

また、イースト・アングリアに特徴的な日常的宗教心性の世界に関しては、石井美樹子『イギリス中世の女たち』（大修館書店　一九九七年）、第三―五章が詳しく紹介していて参考になる。しかし用語が時として不正確であるのは大変残念であり是非訂正をお願いしたい。ほかに、Gail M. Gibson, *op. cit.* を参照。

(67)　最初の部分の原文は、'...ich hole and half susters at Normans in Norwich, viij d.' whole-sisterとは、住み込みの病人世話係修道女を、half-sisterとは、給与と衣服は支給されるものの、ホスピタルの外に住む世話係修道女のことをさしている。もともとノーマン・ホスピタルは、一三世紀後半、二〇名の男女の貧者あるいは老人を収容していた。次いで貧者の宿泊施設や病院としての機能が徐々に

付け加わっていった。一五世紀前半、ノーマン・ホスピタルには、一三人の住み込みと、一一人の通いの修道女がいて、病人の世話とおそらくは学校の仕事に携わっていたという。Carole Rawcliffe, *The Hospitals of Medieval Norwich* (Norwich 1995), ch.2: St Paul's or Norman Hospital, pp.70-72, 164.

St Mary in the Fields ホスピタルは、もともと聖ステファノ (St Stephen) 教区に作られた貧しい病人のためのホスピタルと礼拝堂であったが、寄進を受けて富裕化し、まもなく共住在俗聖職者参事会 (college for secular clergy) の付属礼拝堂の色彩が濃くなった。*Ibid.*, p.165.

St Giles' Hospital は、当時市内で最も大きくかつ裕福になっていた。宗教改革直前には、その保有する土地からの年収入は、一二〇ポンドにも上った。しかしもともとは一三世紀半ば、ノリッジ司教により創設され、貧しい病人のための三〇床のベッドと、老齢になったり病気になった聖職者のための住居施設が付属したホスピタルであった。また、七人の「学ぶ能力のある」子供たちを、学校に通う期間だけ援助することも目的の一つだった。そこでパストン家は、ノリッジのグラマー・スクールに通う間の下宿先として、聖ジャイルズ・ホスピタルを利用していたという (*Ibid.*, pp.116, 165.)。また一五世紀後半、聖ジャイルズ・ホスピタル院長は、ノーフォーク公とパストン家とのいさかいの調停者としてしばしば登場したが、多くはノーフォーク公側の立場をとったとパストン家によって非難されている。*Ibid.*, pp.109; 117; 132, n.75.

(68) 当時大半のものは、ノリッジ大聖堂にお金を遺贈している (Tanner, *op. cit.*, *passim.*)。ノリッジ市内の癩病院 (leper hospital) に関しては、Carole Rawcliffe, *op. cit.*, ch.1: The Leper Hospitals of Medieval Norwich, pp.33-69, esp. pp.47-69. and pp.163-4. 五つの癩病院とは、市の南側から反時計回りに、聖レオナルド病院 (St Leonard's)、聖マリアと聖クレメンス病院 (SS Mary and Clement's)、聖ベネディクトゥス病院 (St Benedict's)、聖ギレス病院 (セント・ジャイルズ病院 St Giles')、聖ステファノ病院 (St Stephen's) (以上、図—二参照)。ちなみに、聖レオナルドや聖ギレスは、伝説的な隠修士であった。

癩病院は基本的には、癩病患者の住む小屋群 (leper cottages) と一つの礼拝堂で構成されていたが、一五世紀後半には、癩病患者でない病院に模様替えしたところもある。癩病患者は、煉獄で受ける苦しみをこの世にいながら受けている人々だと一般に考えられていたから、施しの相手として特に人気があった。またこの世とあの世の境目にいる人々であると考えられていたので、都市の境界すなわち市壁門や橋のたもとに癩病院が作られることが多かったという。*Ibid.*,p.48.

(69) ちなみに、市内の貧しい世帯への施しが、最も低い金額となっている。しかし人数も多いだろうから、金額的に

は、市壁外の教区民への遺贈とそれほど違わないかもしれない。

(70) Blomefield, *op. cit.*, 4, p.439.

(71) *Ibid.*, pp.330-1. も、それを裏付けている。

(72) Susan Wright, *The Derbyshire Gentry in the Fifteenth Century* (Chesterfield 1983), pp.53-4.

(73) 遺贈については、常見、前掲書、二一四—二一六頁を参照のこと。

白鳥に関しては、当時は白鳥のくちばしなどに特別な印を刻み込むことで白鳥の持ち主を識別したというが、聖ジャイルズ・ホスピタルには、ノーフォークで使われた白鳥識別用の印を少なくとも七二種類以上記した史料が残っているという。*The History of the Great Hospital Norwich*, published by the Great Hospital (Norwich 1949), p.22. パストン家もおそらく複数の印を持っていたと思われる。マーガレットは、パストン家の白鳥であることを示すために刻み込む印の一部 (Dawbeney's mark and late Robert Cutler (clerk)'s mark, *PL*, 1, p.386.) の使用権とともに白鳥を譲り渡すことで、白鳥を飼う権利の一部を、代々与えるということを意図したのだと思うが、詳しいことはわからない。ちなみに、チチェリの遺言書登録簿の索引を使って、家畜等の遺贈を調べても、白鳥は一件も出てこない (*HC*, pp.822-3.)。

また、孫たちへの遺贈に関しては、与える時期に違いがみられる。多くは「法定年齢（二一歳）に達したら」という条件だが、死亡した息子の遺児である庶子に対しては、「二〇歳に達したら」となっている。この部分の記述からは、嫡出子たちの結婚資金は法定年齢に達したら与えるが、庶子は相続とは無関係なので、二十歳に達したら（つまり少しでも早く）与えるという細かい配慮が働いているように感じられる。またマーガレットの娘マージョリの子供たちに対しては、「二四歳に達したら」となっている。なお、マージョリは、マーガレットの反対を押し切ってパストン家の使用人と結婚しており、マーガレットは娘の結婚相手をジェントリとは認めていない。このことが遺贈条件の年齢にも関係しているのであろう。

(74) Tanner, *op. cit.*, pp.82-3, 211.

(75) Sir William Tindale と結婚したバーニィ家の親族にメアリがいる。マーガレットがさしているのは、この人物あるいは、この二人の子供のことかもしれないが、詳しくはわからない (Richmond, *First Phase*, pp.115. n, 164.n.)。名付け慣行については、高橋、前掲書、三二一—三四六頁。

(76) Jonathan Hughes, *op. cit.*, p.54.

(77) 原文'... q'ils lour tienent pour content...', *TE*, 4 (1836), p.115.

(78) ちなみに中世ドイツでは、一般に、死後三〇日目が、死者の世帯が解体されて相続が開始する重要な切り替え日であったらしい(三成、前掲論文、二九八頁)。また、中世

後期のロンドンでは、市民の未亡人には'free-bench'の権利すなわち住居共有権が認められていて、夫の死亡時に住んでいた家に、再婚するか死去するまで住むことができたという。これは、夫の死亡後、夫の主邸に四〇日以上とどまることを許さないというコモンロー上の慣習に比べ未亡人にとって遙かに有利な慣習であり、他の特権都市にも同様の慣習がみられたという（三好、前掲論文「一四世紀ロンドン市民の孤児と未亡人」、一一三頁より引用）。寡婦産の引き渡しとの関連で議論されることの多い問題であるが、いずれにせよこの場合、死亡者のハウスホールドの解散は、どのようになっていたのだろうか。王妃のハウスホールドに関しては、梁川洋子「マーガレット・オブ・アンジューのハウスホールド」、『史泉』八八（一九九八年）、二八―四四頁。

なお常見氏は、「半年以内に……やめさせること」（同、前掲書、二一六頁）と、この部分を訳しているが、ここでみたようにニュアンスは逆であろう。

(79) バーニィ家の親族であり、パストン家に協力していた、オズボーン・バーニィ（Osborn Berny）に、年一〇マルクの年金を遺贈している。また続いて、ここまでで言及しなかったマーガレットのハウスホールドの動産すべてを、（相続人であるジョンを除いた）マーガレットの子供たちで、均分することを指示している。

(80) カーペンタの研究によれば、一五世紀後期から一六世紀のジェントリの遺言書や遺贈からは、彼らジェントリが少なくとも信仰のテクニック（技術的な面）に随分詳しくなったことがうかがえるという。例えば、遺言書の冒頭で好みの聖人の名を挙げること、葬儀のやり方についての注文を詳細に行なうようになったことなど。これらは個人的な好みの問題であって、従来の信仰の範囲内でのいわば流行・ファッションの動きにすぎないことを、カーペンタは強調する（Carpenter, *RS*, pp.64–65.）。また、ミリ・ルービンによれば、遺言書にみられる慈善指定の傾向には、葬式にかかる費用や礼拝堂への遺贈の増大傾向と、教区での限定的な（貧者への）施しや施療院への遺贈傾向の二つが一五世紀後期に認められるという（Miri Rubin, *Charity and Community in Medieval Cambridge* (Cambridge 1987), p.297.）。中世ヨークの遺言書研究によれば、貧者への施しは、しばしば遺言者自身の属する教区かその近隣の教区に限定される傾向がみられたという（P.H.Cullum and P.J.P. Goldberg, *op. cit.*, p.36.）。これらの点に関していえば、マーガレットの遺言書からは、なんら付け加えるべき新しい事実は出てこない。むしろその典型さが目立っている。

さらに、カーペンタにとっては、ジェントリの遺言書が以下に示すような二つの局面を併せ持っているという事実こそ最も強調されるべきであった。すなわち、家系の宗教上の中心は同時にまた家系の政治的なアイデンティティの

よって立つ中心でもあったから、この二つは互いに手と手を携えてゆく必要があった。先祖の魂をかえりみないことは、先祖から受け継いで来た所領に対する権利をかえりみないということを喧伝するようなものであった。それ故自分と同時に先祖や両親や子供の魂の為に礼拝堂を創設したり永続的なミサを設定したりしたのである。……ジョン・ボッシィの見解とは異なり、ジェントリの遺言書から見るかぎり、彼らが魂の為に特別な行為を行なうよう定めた相手は、拡大家族ではなくまず自分と直接の家族であり、次いでロード（諸侯）やパトロン達であった。家系の宗教上の行動は、まさに核家族の内部だけにとどめられていたのである（Carpenter, *RS*, p.69.）。これまでみてきたとおり、この点でも、マーガレットの遺言書は、典型的である。

(81) Burgess, *Late Medieval Wills*, pp.17-8. また、デイヴィッド・ノウルズは、パストン家の宗教心を扱った論文の中では、主として書簡のみを利用している。そして、書式が伝統的に定まっておりしかも書記による口述筆記で作製される遺言書は、個人の宗教心を探るにはあまり役立たないと考えている。David Knowles, "The Religion of the Pastons", *Downside Review*, 42 (1924), p.161.

(82) マーガレットの遺言書の全体に目を通してみて気づかされることは、無駄な記述・マーガレットにとって意味を持たない指定など全くなかったという事実である。それらは、ホスピタルや隠修女の存在、聖母マリア信仰といった、当時のノリッジとイースト・アングリアを取り巻く宗教的心性の特徴だけでなく、マーガレットの日常世界を構成していた重要な要素が残らずこの遺言書から浮かび上がってくることとあわせて、この遺言書の持つ価値を、我々に十分知らしめていると考える。

（本稿は、平成八年度国際交流基金フェローシップ事業助成金（海外派遣助成）を得て行った、平成八年から九年にかけての英国ケンブリッジ大学留学における研究成果の一部である。記してここに感謝する。また同時に、留学の機会を与えてくれた、史学研究室の方々にも深く感謝している。）

（お茶の水女子大学文教育学部助教授）

表―1　土地保有階層女性の遺言書

No.	氏名	氏名表記	dedication1	dedication2	dedication3	dedication4	burial	note1	note2	製作日	検認日	出典
1	Alice Stury (widow of Sir Richard Stury,kt)	Jeo Alice Stury	nostre Seignur Jesu (our lord Jesus [Christ])	sa benoit miere la Virgine Marie (his Blessed mother Virgin Mary)	touz Seintz de paradys(all saints in heaven)		within parish church			1414/05/03	1414/11/15	HC, pp.7-10.
2	Elizabeth Montagu (countess of Salisbury)	Jeo Elizabet Mountagu countesse de Saresbirs...	Dieux (God)	sa benoite Miere (his Blessed mother [Mary])	toutz ses Seintz (all saints)		within conventual church			1414/11/24	1415/01/28	HC, pp.14-18.
3	Joan Fouleshurst (widow of Sir Thomas Fouleshurst)	Ego Iohanna Fouleshurst	Deo omnipotenti (Almighty God)	Beate Marie (Blessed Mary)	omnibus sanctis (all saints)		in chancel of the church of Virgin Mary besides my lord (husband)			1415/12/31	1416/02/06	HC, pp.78-9.
4	Isabella Ufford (countess of Suffolk)	Je Isabel Ufforde countesse de Suff'	nostre Seignur Dieux (our Lord God)	sa douce mere nostre dame Seynt Marie (his Blessed mother our Lady St.Mary)	toutz lez seyntz (all saints)		within conventual church near my husband			1416/09/26	1416/10/28	HC, pp.94-97.
5	Rose Rickhill (2nd wife and widow of sir William Rickhill	Ego Rosa nuper uxor Willelmi Rykhill' militis	Deo omnipotenti creatori et salvatori meo (Almighty God)	Beate Marie matri eius (his Blessed mother Mary)	omnibus Sanctis (all saints)		within chapel of cathedral near my husband			1418/04/20	1419/08/27	HC, pp.161-162.
6	Joan Fogge (widow of Sir Thomas Fogge)	Ego Iohanna Foog relicta domini Thome Foog militis	Deo omnipotenti (Almighty God)	Beate Marie Virgini (Blessed Virgin Mary)	omnibus sanctis (all saints)		within cathedral beside my husband			1419/05/20	1420/07/27	HC, pp.202-203
7	Christiana Atte Mille (wife of nicholas atte Mille)	Ego Christiana uxor Nicholai atte Mille	Deo (God)	Beate Marie (Blessed Mary)	omnibus sanctis (all saints)		within cemetery in parish church		husband living (executor, HC, p.260.)	1423/08/02	1423/09/23	HC, p.260.
8	Eleanor Crassewell (wife of Robert Crassewell)	Ego Elena uxor Roberti Crassewell' de Wallyngford'	Deo omnipotenti (Almighty God)	Beate Marie (Blessed Mary)	omnibus sanctis (all saints)		within parish church beneath the bells (tower?)		husband living (executor, HC, p.262.)	1423/08/23	1423/09/06	HC, pp.261-262.
9	Alice Gelys (wife of Henry Gelys)	Ego Alicia Gelys uxor Henrici Gele	Deo (God)	Beate Marie (Blessed Mary)	omnibus sanctis eius (all saints)		within cemetery of church		husband living	1423/08/15	1423/09/28	HC, p.262.
10	Editha Brun (wife of john Brun)	Ego Editha Bron	Deo (God)				within cemetery of parish church		husband living	1423/07/12	1423/09/21	HC, pp.262-263.
11	Maud Raget	Ego Matilda Raget	Deo (God)	Beate Marie (Blessed Mary)	omnibus sanctis (all saints)		within parish church			1423/09/09	1423/09/22	HC, p.263.
12	Lady Elizabeth Clynton	I Elsabeth lady of Clynton	God almyghty	our lady Seynt Marye	al the halwen of heven (all the saints of heaven)		in the chancel of church before the image of Our Lady Saint Mary (her born-family church, HC,p.647.)			1422/10/29	1423/11/09	HC, pp.266-269.
13	Lucia Visconti (countess of Kent)	Ego Lucia de Vicecomitibus comitissa Kancie et domina de Wake	Deo omnipotenti creatori meo (Almighty God Creator)	Beate Marie Virgini matrisue (Blessed Virgin Mary God's mother)	omnibus sanctis (all saints)		ubicumque Deo placuerit (wherever God disposes) (burial in Austin Friars church, London.)	Caroline M. Barron and Anne F. Sutton eds., op.cit., pp.77-84.		1424/04/11	1424/05/31	HC, pp.278-283.

No.	氏名	氏名表記	dedication1	dedication2	dedication3	dedication4	burial	note1	note2	製作日	検認日	出典
14	Katherine Waller (widow of Thomas Wallere)	Ego Katerina Wallere relicta Thome Wallere de Lamberhurst	Deo omnipotenti (Almighty God)	Beate Marie matri sue (Blessed Mary God's mother)	omnibus sanctis (all saints)		within the church of Lamberhurst			1424/03/10	no date	HC, p.288.
15	Margery Maureward (wife of Sir Thomas Maureward,kt)	Ego Margeria Maureward	Deo (God)	Beate Marie (blessed Mary)	omnibus sanctis eius (all saints)		within the church of St.Mary, Brampton,Northants.			1425/07/21	1425/10/06	HC, p.320.
16	Lady Eleanor St.Amand (widow of Almaric,3rd baron de St.Amand)	Ego Alianora de Sancto Almando	Deo (God)	Beate Marie Virgini (Blessed Virgin Mary)	omnibus sanctis (all saints)		bur. Friars Preachers, Oxford, near high altar beside her husband (Almaric)			1426/05/15	1426/06/13	HC, pp.337-339.
17	Lady Anne Morley (widow)	Ego Anna domina de Morlee	omnipotenti Deo (Almighty God)	Beate Marie (Blessed Mary)	Sancto Iohanni evangeliste (St.John the Evangelist)	omnibus sanctis (all saints)	within the Augustinian Friars churuch,Nowich near my husband(domini matri mei)			1426/10/24	1427/05/01	HC, p.366.
18	Lady Margery Argentine	Ego Margeria Argentein	Deo omnipotenti (Almighty God)	Beate Marie Virgini gloriose (glorious Blessed Virgin Mary)	omnibus sanctis (all saints)		within conventual church			1427/04/26	1427/10/26	HC, pp.369-370.
19	Joan Brocas (widow of Sir Bernard Brocas,junior)	Ego Iohanna Brocas relicta nuper Bernardi Brocas militis	Deo omnipotenti (Almighty God)	Beate Marie Virgini (Blessed Virgin Mary)	omnibus sanctis (all saints)		wherever God disposes			1427/09/21	1429/04/29	HC, pp.406-407.
20	Agnes Helwoldynge (widow of Nicholas Helwoldynge of Herne)	Ego Agnes nuper uxor Nicholai Helwoldyng' de Herne	Beate Marie (Blessed Mary)	omnibus sanctis (all saints)			within cemetery of church of Herne			1430/04/29	1430/05/09	HC, p.435.
21	Phillippa, duchess of York	Jeo Phelippe duchesse de York et dame de lysle de Wyght	Dieu (God)	sa benoite Mere (his Blessed mother)	toutz les seintes recreant mercy de touts mes pecchies (all saints)		within conventual church,Westminster (Westminster Abbey)			1431/03/12	1431/11/13	HC, pp.457-459.
22	Lady Elizabeth Trivet (widow of Sir Thomas Trivet,kt)	Ego Elizabet Tryvet	Deo omnipotenti (Almighty God)	Beate Marie Virgini (Blessed Virgin Mary)	omnibus sanctis (all saints)		within Cant. Cathedral if I die within Kent. (bur. Canterbury Cathedral)			1421/07/28	1433/12/17	HC, pp.495-497.
23	Joan Beauchamp (lady of Abergavenny)	I Johanne Beauchamp lady of Bergevenny	to the mercy of my blessed savyour and maker Jesu Cryst (my blessed saviour and maker Jesus Christ)	thorugh the besechyng ofhis blessed moder Mary (his Blessed mother Mary)	alle holy company in hevene (all saints in heaven)		my simple & wretched body to choir of the Friars Preachers of Hereford in a new tomb by my worthy lord and sometime husband (bur. near her husband)	burial, not to take place till all household have been clothed in black (p.535)	...to dispose suche goodes... in suche use as myght be mostto his (God's) plesauns and profitz to my saule... (p.535)	1435/01/16	1435/11/19	HC, pp.534-9.

No.	氏名	氏名表記	dedication1	dedication2	dedication3	dedication4	burial	note1	note2	製作日	検認日	出典
24	Alice Galiot (widow of Thomas Galiot, citizen and waxchandler of London)	Alicia Galiot relicta Thome Galiot civis dum vixit et waxchaundeler civitatis London'	Deo omnipotenti (Almighty God)	Beate Marie (Blessed Mary)	omnibus sanctis (all saints)		within St.Michael church,Cornhill,London near my husband			1435/03/28	1436/11/20	HC, pp.553-554.
25	Anne countess of Stafford	I Anne countesse of Stafford...	Almighty God				in the church of Lanthony by Gloucester	in Englisshe tonge for my most profit, redyng and undirstandyng in this wise (HC,p.596.)		1438/10/16	n.d.	HC, pp.596-597.
26	Lady Alice Weat, of Hampshire	I Alice West, lady of Hynton Marcel	God almyghty	his moder seynt Marie (his mother St.Mary)	al seyntis of heuene (all saints of heaven)		in Christ Church in the Priory of the canon, Hampshire whereas my ancestors lie			1395/07/15	n.d.	EF, pp.4-10.
27	Lady Peryne Clanbowe (widow of Lord Clanbowe)	I Peryne Clanbowe	Gode my maker and my sauyour	hys blyssyd moder gloriouse Vyrgyn (his Blessed mother glorious Virgin Mary)	all saintes		at Yasor in Hartfordshire by my lord my husband if I die in Hartfordshire, and elsewhere that God has ordeined for me.			1422/04/03	1422/11/18	EF, pp.49-51.
28	Dame Isabell, countess of Warwick (widow)	Dame Isabell, Countesse of Warrewyk	allmyghty God				in the Abbey of Tewkesbury in such place as I have assigned			1439/12/01	1440/02/04	EF, pp.116-119.
29	Margaret de Cortenay (widow of Sir John de St.Loo)	I,Margaret de Cortenay					in the cathedral church of Bath next the body of my reverend lord and husband Sir John de St.Lo.			1411/12/14	1411/01/26	SW, pp.50-52.
30	Lady Margaret Hakeluyt (widow of Sir Leonard Hakeluyt,kt)	I,lady Margaret Hakeluyt					in the church of the Friars Minors of Bridgewater next the body of Sir Leonard Hakeluyt,kt,formerly my husband.			1414/07/29	1414/08/11	SW, pp.66-67.
31	Agnes Grene (wife of William Grene, esq)	I,Agnes, wife of William Grene, esquire	God				in the church of the monastery of the Blessed Apostles Peter and Paul of Muchelnye, before the altar of St. Christopher		husband living (executor, SW, p.109.)	1423/09/16	1423/11/03	SW, pp.108-109.
32	Dame Margaret Chocke (widow of Sir Richard Chocke,kt)	I Dame Margarete Chocke late wyff of Syr Richard Chocke knyght					in the church of Aishton by my husband Sir Richard Chocke			1483/09/01	1484/10/08	SW, pp.244-245.

No.	氏名	氏名表記	dedication1	dedication2	dedication3	dedication4	burial	note1	note2	製作日	検認日	出典
33	Joan Twynyhoo (wife of Roger Twynyhoo, of Cayfforde,esq)	I,Joan,daughter of Thomas Rooley, and Margaert,his wife,late of Bristol, marchaunt, and wife of Roger Twynyhoo, of Cayfforde, co. Somerset,esquire					in the chapel of St.Nicholas in the parish church of St.John the Baptist		husband living; with the licence of my said husband, make my will... (SW, p.284.)	1489/12/02	1493/11/26	SW, pp.284-285.
34	Elizabeth Chocke (widow)	I Elisabeth Chocke being in pure widiowhode	allmyghty God my maker	our Lady saint Mary	all the holy saintes ofheuen (all holy saints of heaven)		beside my husband within the parish church of Stauntondrewe			1493/05/05	1493/08/26	SW, pp.305-307.
35	Joan Sydenham (widow)	I,Joan Sydenham,wedowe					in the priory church of Canyngton before the rood at the choir door(内陣入口)			1498/07/15	1499/06/28	SW, pp.363-366.
36	Sybil Cammell (widow of John Cammell)	I,Sybil Cammell,late the wife of John Cammell...					in the church of St.John the Baptist within the chancel,in the tomb of my husband Thomas Frye,esq.	? near 1st husband		1499/01/20	1499/06/20	SW, pp.372-373.
37	Dame Isabel Newton (widow of Sir John Newton,kt)	I,Dame Isabell Newton..., late the wif of Sir John Newton,knight					in the new chapel of St.John the Evangelist within the church of Yatton			1489/03/18	n.d.	SW, pp.374-375.
38	Elizabeth Dame D'Audeley (widow of Lord D'Audeley)	Elizabeth Dame D'Audeley					in the chancel of the Abbey church ofHulton in the tomb which I made there for my very honourable husband Lord D'Audeley			1400/09/30	1400/11/02	SW,2, pp.299-301
39	Margaret Lyonns (wife of Thomas Lyonns of Ashton)	Margaret Lyonns, wife of Thomas Lyonns of Asshton					in the place where my husband shall think best		husband living	1402/03/01	1402/11/18	SW,2, p.302.
40	Lady Joan Mohun	Lady Joan de Moun, of Douncaster					in the tomb ... which I have had made at my expense near the imageof the Blessed Mary... in the church of Canterbury			1404/10/02	1404/10/11	SW,2, pp.302-304
41	Lady Elizabeth Stafford (wife of Humphrey Stafford,kt)	Elizabeth wife of Humphry Stafford, knight					in the chapel of St.Andrew...in the inner part of the tomb of John Mautravers,kt my late lord(husband)		2nd husband living (executor, SW, 2, p.305.)	1405/09/18	1413/11/29	SW,2, pp.304-306
42	Ela,Lady St.Maur (widow of Richard St. Maur,kt)	Ela,Lady de Saint Maur					in the new chapel of the proiry of Staverdall,viz., next the body of Sir Richard de Saint Maur,kt, my husband			1409/11/28	1410/03/15	SW,2, pp.309-310

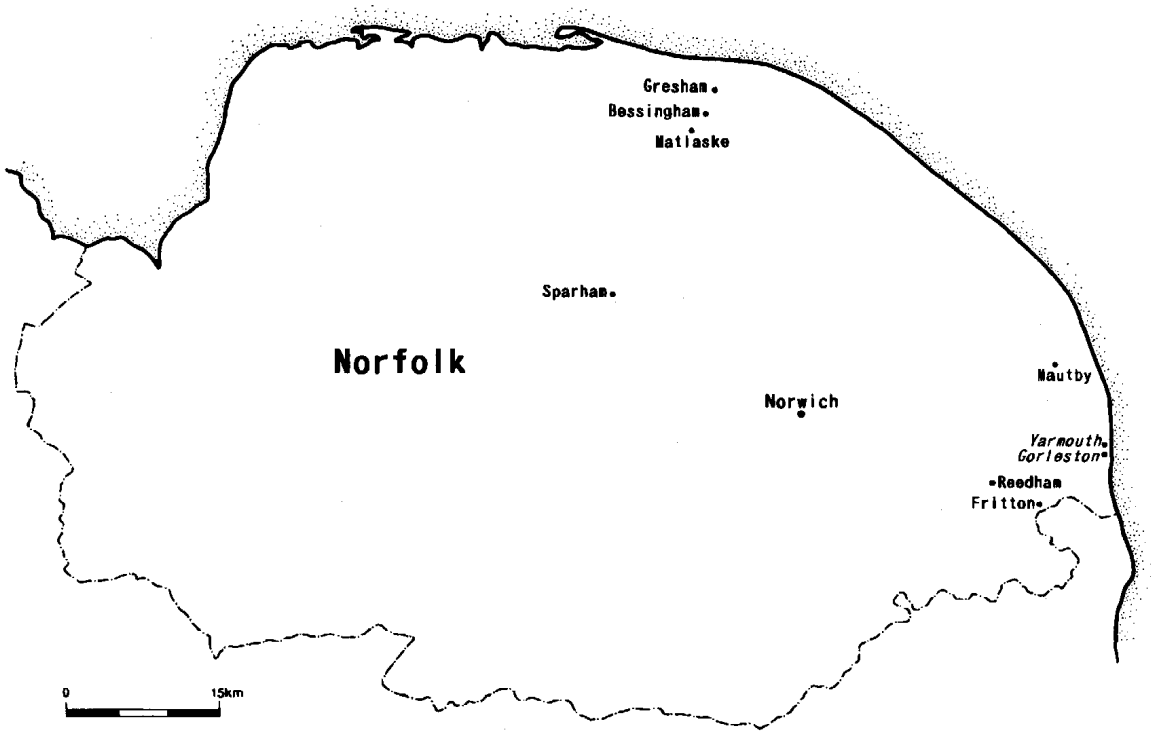

図ー1　マーガレットによるノリッジ市外への遺贈・施し

(斜字体は、修道院への遺贈を、その他は教区教会や教区民への施しを示す。)
Carole Rawcliffe, *The Hospitals of Medieval Norwich* (Norwich 1995), p.118. をもとに作製

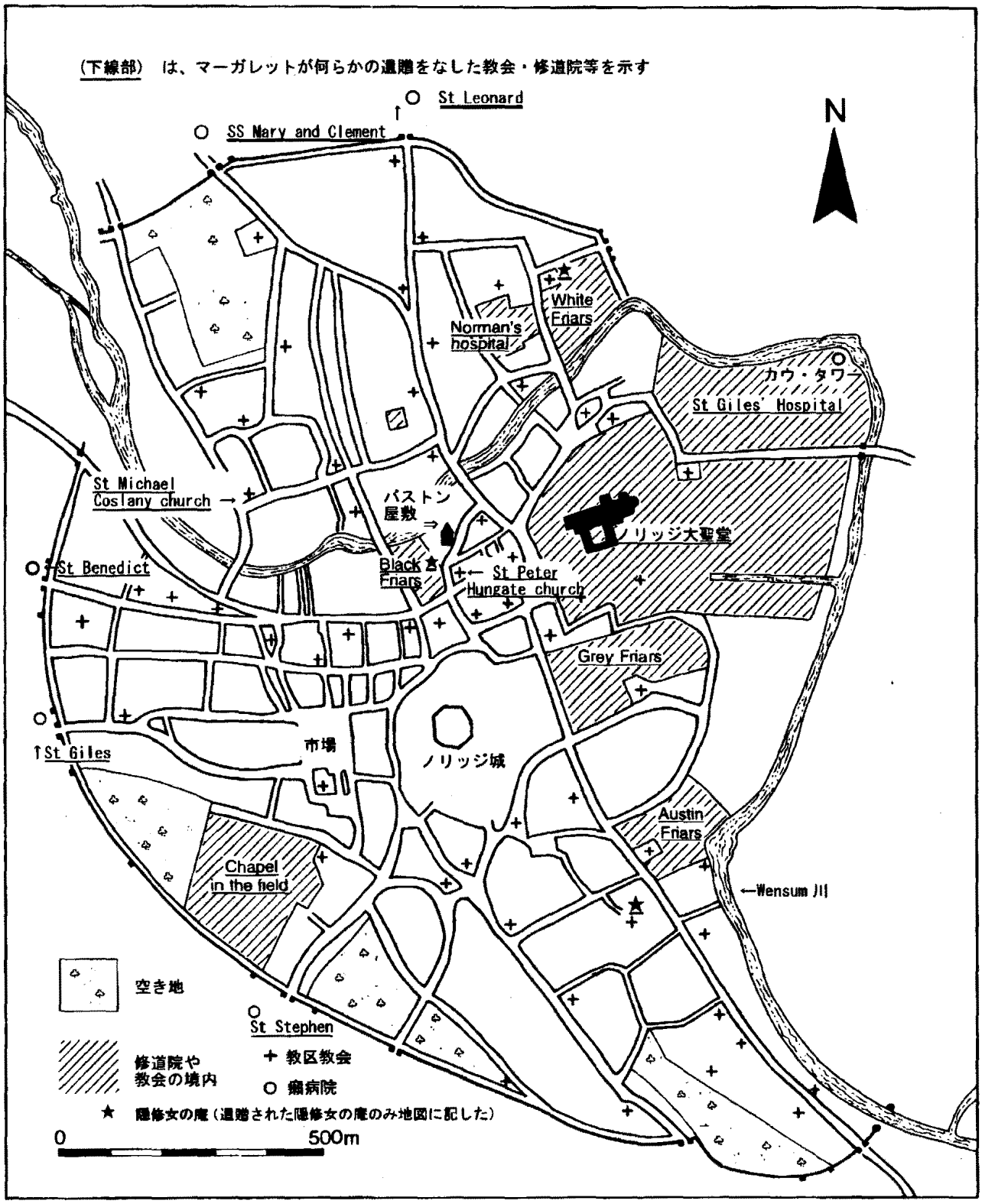

図－２　マーガレットによるノリッジ市内への遺贈・施し

Brian Ayers, *English Heritage Book of Norwich* (London 1994), p. 64.

「１４世紀中頃のノリッジ市街図」をもとに作製